

総務文教常任委員会会議録

(令和7年12月12日)

交野市議会

交野市議会

総務文教常任委員会

時 間

10:00～11:57

13:00～14:57

案 件 1. 付託案件審査について

議案第85号 交野市星田3丁目防災公園条例の制定について

議案第86号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

議案第87号 交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

議案第88号 交野市教育センター設置条例の一部を改正する条例について

議案第94号 工事請負契約の締結について（旧交野市立第一中学校校舎解体工事）

議案第95号 工事請負変更契約の締結について（市民創造の森急傾斜地対策工事）

議案第96号 工事請負変更契約の締結について（総合体育施設メインアリーナ特定天井・空調設備等改修工事）

議案第97号 令和7年度交野市一般会計補正予算（第4号）について

議案第104号 交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例について

議案第105号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第106号 令和7年度交野市一般会計補正予算（第5号）について

議員提出議案 交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部第7号を改正する条例について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

4. その他

出席委員（8名）

委員長 岡田 伴 昌

委員 三浦 美代子

委員 松永 隆太

委員 松村 紘子

副委員長 山下 千穂

委員 黒田 実

委員 皿海 ふみ

委員 岡田 智里

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議員 安部 敬子

説明のため出席した者の職氏名

市長	山本景	副市長	良幸浩
副市長兼 危機管理監	山添学	教育長	池永安宏
理事兼 都市まちづくり 部長	竹内一生	財産管理室長	南賢治
総務部長	阿佐正和	企画財政部長	苗村徹
市民部長兼 臨時特別給付金 推進室担当部長	小川暢子	地域振興部長	西岡浩二
健やか部長	島田国久	福祉部長兼 福祉事務所長	北井多栄子
環境部長	濱中嘉之	教育次長	大湾喜久男
教育総務部長	和久田寿樹	教育指導部長	高崙育
消防長	山田健治	危機管理室長 代理	中野貴雄
財産管理室長 代理	久保田剛司	財産管理室次長	森下真
総務部次長	今堀祐児	企画財政部次長	松浦新太郎
市民部次長兼 臨時特別給付金 推進室長	菅和美	市民部次長兼 税務室長兼 税務課長兼 臨時特別給付金 推進室担当次長	東田和成
地域振興部次長 兼地域振興課長	山埜勝哉	健やか部次長兼 こども家庭室長	森山友美子
福祉部次長	藤原功	都市まちづくり 部次長	木村浩幸
都市まちづくり 部次長	林直希	教育総務部次長	井上成博
行政委員会 事務局長	村上務	危機管理室課長	吉永貴俊
財産管理室課長	山口茂樹	総務部総務課長 兼消費生活 センター長	船戸貴彰
人事課長	植垣和貴	秘書政策課長	奥田朋史
財務課長	厚主敏治	情報 マーケティング 課長	藤生英徳
医療保険課長	堤下栄基	文化観光課長兼 教育文化会館長	真鍋成史
スポーツ青少年 課長	佐伯尚久	子育て支援課長	今村陽子

こども家庭室 課長	南 埜 融 治	こども家庭室 課長	寺 島 祐 理 子
こども園課長	西 田 賢 之	福祉総務課長	畠 山 悦 子
生活福祉課長	中 野 陽 子	環境衛生課長兼 ふるさといきも のふれあい センター所長	森 敦 介
都市まちづくり 課長	古 澤 悠 司	土木管理課長	土 井 章 央
教育総務課 企画課長	坂 元 智 紀	まなび舎整備 課長	草 野 将 明
まなび舎整備課 付課長兼 施設整備係長	飯 田 由 治	まなび支援課長	花 田 睦 美
学校給食 センター所長	出 村 公 一	消防本部長 総務課長	今 西 和 義
行政委員会 事務局次長	野 村 昌 司	危機管理室課長 代理	中 井 文 子
総務部総務課長 代理	安 永 雄 一	人事課長代理	松 井 慎 治
秘書政策課長 代理	木 南 良 太	財務課長代理	西 浦 朋 子
情報 マーケティング 課長代理	藤 原 敦 子	医療保険課長 代理	亀 井 香 織
医療保険課長 代理兼 保健事業係長	村 田 奈 美	子育て支援課長 代理	岡 本 太 一
子育て支援課長 代理	松 浦 香 苗	こども園課長 代理	木 下 恭 子
こども園課長 代理	大 下 明 仁	都市まちづくり 課長代理	笠 木 健 史
土木管理課長 代理	山 下 孝 太 郎	まなび支援課長 代理	衣 川 英 明

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中 村 健 一	次 長	大 湾 桂 子
係 長	竹 村 真 仁	係 員	松 井 彰 宏

(午前10時00分 開議)

1. 委員長(岡田伴昌) 本日は、総務文教常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長(中村健一) おはようございます。本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書、参考資料及び追加で請求した資料は、本会議フォルダー内の令和7年第4回議会(12月定例会)フォルダーにあります議案書・参考資料フォルダーに格納しています。また、その他の資料は総務文教常任委員会フォルダー内のR071212フォルダーに格納していますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長(岡田伴昌) あらかじめ申し上げます。本委員会に付託されている議案第104号から議案第106号及び委員提出議案第7号は、資料請求希望がなかったため、本日、案件2、資料請求については行わず、付託案件審査を行います。

理事者から挨拶がありましたらどうぞ。

1. 市長(山本 景) 皆さん、改めましておはようございます。本日はお忙しい中であるにもかかわらず、総務文教常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。本12月の定例会におきまして、当初提案をいたしました議案、また追加で提案いたしました議案のうち本委員会に付託されました案件につきましてご審議を皆様にお願するところでございます。具体といたしましては、条例制定に関する議案が1件と条例の一部改正に関する議案が5件、また工事請負契約の締結に関する議案が1件、工事請負変更契約の締結に関する議案が2件、令和7年度一般会計と補正予算に関する議案が2件、以上11件のご審議を皆様にお願するところでございます。

慎重なるご審議の上、ご可決をくださいますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、開会に当たりましての一言のご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

1. 委員長(岡田伴昌) それでは、これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付された各議案は、議事整理の都合上、お手元に配付の順序にて審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(岡田伴昌) ご異議なしと認め、そのように議事を進めます。

質疑に際し、理事者からの議案説明は省略したいと思います。また、各委員は、初めに資料のページ数等をお示しください。なお、質疑及び答弁は、挙手の後、発言の許可を受け、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されております議案第97号 令和7年度交野市一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（血海ふみ） おはようございます。よろしくお願いたします。

請求した資料の67ページ、68、69で、緊急自然災害防止対策事業債を使っている事業の事業計画書というものを出示していただいていた見せていただきました。

この事業債の趣旨としては、その名前のとおり、自然災害を防止するという事で、崖崩れであったりとか大雨のときの浸水対策など、そういったリスクを減らすということが主な目的なのかなというふうに思うんですけども、今回出示していただいている事業計画の中では、特にそういう災害の危険区域というわけではないところもありますけれども、これはそういった危険な地域でなくても、公園で防災機能を備えているということがクリアできていれば、この事業債の活用が認められるという理解でいいんでしょうか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

緊急自然災害防止対策事業債の活用にあたりましては、委員のおっしゃるように、危険な地域の整備に伴うことも活用がされておるところでございますが、本市に当たる防災拠点不足している、必要性、緊急性のところに記載がございますように、当該土地を活用して、南海トラフ地震をはじめとする地震等の災害に備えた防災拠点、避難地等の確保を行うというところで、対象区分の、施設の区分の右上のほうにも記載がございますように、都市公園防災というところで活用が可能となっておりますので、今回、この緊急自然災害防止対策事業債のほうの活用で行っておるところでございます。

1. 委員（血海ふみ） 分かりました。

この事業計画書、割と簡単な計画書なんですけれども、この内容で一応国との協議の状況というのはどのような状況か、教えてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

この緊急自然災害防止対策事業債の申請につきましては、大阪府の公園課のほうに本計画、この1枚物になるんですけども、あと位置図等を添付したものを提出しております。その先、大阪府のほうから近畿地方整備局のほうに行きまして、その後、国土交通省のほうで審査をされて承認が下りている状況でございます。

1. 委員（血海ふみ） それで、この事業計画書の中で、事業の必要性、緊急性ということで述べられていますけれども、例えば69ページの私部城のところの私部北公園なんかも防災公園として整備するけれども、防災拠点としてはその他の防災拠点として位置づけるということで、先日、会派の一般質問でも指摘させていただいたんですけども、防災公園というのは、地域防災拠点のほうに現在の指針では位置づけられているのに、今回はその他の防災拠点に入っているとか、また、私部城のところの防災公園の位置づけはまだ整備指針のほうでされていないとか、いろいろ防災の整備指針と現在進めている事業とのずれがあるところについては、今年度中に整備指針を改定して整合を図りたいということで、先日一般質問ではお聞きしたんですけども、改めてその点について確認させてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

委員ご指摘のとおり、地域防災拠点、その他防災拠点と整備指針との整合性が合っていないところについては、今年度中に整備指針の見直しを行っていきます。

1. 委員（血海ふみ） 必ずよろしくお願いたします。

それと、この事業の根拠のところ、交野市緑の基本計画で位置づけられているという

記述があるんですけども、この緑の基本計画もかなり前の計画だと思うので、こちらも現状に沿った改定が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

緑のマスタープランにつきましては、都市まちづくりのほうで以前につくっていただいた計画になりまして、そこも整合性が図れるように庁内で調整させていただきたいと思えます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑ございませんか。

1. 副委員長（山下千穂） おはようございます。よろしくお願いします。

参考資料の124ページ、お願いします。

保育児童委託料及び施設型給付の予算増額についてお尋ねさせていただきます。

2号、3号認定の児童数の年間延べ人数が228人増加見込みとありますけれども、2号と3号の人数を教えてください。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

令和6年度の事務事業概要からなんですけれども、実績で1万8千291人となっております。今年度、予算として見込んでおります人数が1万9千15人で、700人ほど増える予算で当初見込んでおりました。そこから10月までの実績から228人園児数が増加する見込みとして、今回補正のほうを上げさせていただいております。

1. 副委員長（山下千穂） すみません。そうしましたら、1号から2号に変わっている家庭、児童数というのをお分かりになりますか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えさせていただきます。

1号から2号に変わった児童数、正確な人数、把握はしておりません。ただ、7年度に開智幼稚園が認定こども園に移ったことで、2号の園児数60人定員確保しておりますので、その分増加しているような形で考えております。

1. 副委員長（山下千穂） ありがとうございます。

この保育のニーズの高まりにより、今回予算編成があったということなんですけれども、この保育のニーズの高まりというのは、ニーズが変わった、何がどういふような形で保育のニーズが高まったということの要因については、市としてどのように考えておられるのかなということをお尋ねさせていただきたいと思えます。例えば出産が増えているとか、例えば女性の働き方が変わって保護者のフルタイムの方が増えているのであるとか、そういった変更でありますとか、住民の働き方が変わってニーズが増えたのか、それとも何か市のほうで認定の仕方が変わってニーズが増えたのかということをお答えいただけますでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えさせていただきます。

令和元年度から3歳以上の保育料が無償化されたことによりまして、女性の就労のニーズが恐らく増えているのではないかなというところで、1歳以降、保育のニーズが増えたということで考えております。

1. 副委員長（山下千穂） ありがとうございます。

この予算を増やしていただいているということは、対応していただいているという証拠にもなるかと思うんですけども、一方で、やはり足りてない部分もあるのかなというふうに感じます。また、しっかりご対応いただけるように、どうぞよろしくお願いいたします。

す。ありがとうございます。

1. 委員（岡田智里） おはようございます。よろしくお願いたします。

私から、参考資料116ページ、第三者委員会による内部通報事案調査等事業について質問をさせていただきたいと思います。

これに関しては特別委員会で調査が進むところでもありますので、ここの資料に記載されていることについてだけ質問させていただきたいと思います。

3番、歳出関係の一番下、積算根拠のところ、弁護士5人を予定と書いています。これは、大阪弁護士会からの依頼を受けて委員構成を3名から5名に変更するというふうに認識しておりますけれども、この具体的な依頼内容についてお伺いできますでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

こちらのほうから大阪弁護士会のほうに対して推薦依頼している内容といたしまして、今回、特に多数のハラスメントと呼ばれる案件のほうも入っておりますので、事実認定が肝要になってくると考えておりました、例えば元裁判官の経験がある方なんかを含めていただけるとありがたいと、そういった依頼をしております。

1. 委員（岡田智里） 次に、その1行上の時間×30時間と書いてある箇所があると思うんですが、この30時間の考え方についてお伺いします。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

30時間ありきというふうな形で組んだわけではなくて、結果としては2万という単価に30を掛けると60万になるところなんです、ただいま提案いたしております条例案におきまして、月々の委員の報酬月額の上限を60万とさせていただいております。そちらを仮にそういう第三者委員会の業務に充てた場合に何時間に相当するのかを参考として示しているものでございます。

1. 委員（岡田智里） では、ページが変わりまして、参考資料の148ページ、交野市見守りおむつ定期便事業について質問をさせていただきたいと思います。

まず、令和7年度から事業実施しているとのことですが、利用者様からいただいているご意見をお伺いできますでしょうか。

1. こども家庭室課長（寺島祐理子） お答えいたします。

利用者の方からは、実際毎月育児用品が届くので助かるであったり、あと自分のこと、お母さん自身のことも気にかけてくれてうれしかったというようなお声をいただいております。

1. 委員（岡田智里） では、次に、月額1千650円相当から3千円相当に増額とのことなんです、この理由についてお伺いいたします。

1. こども家庭室課長（寺島祐理子） お答えいたします。

やっぱり様々なニーズがございまして、今、提供している商品以外のもの、例えば自然派商品であったりとか無添加のものであったり、そういったお声もいただいております、そういった声にも対応できるように増額するものでございます。

1. 市長（山本 景） 加えて答弁いたします。

議会のにじいろ対話の会様からもちょっとご要望を頂戴しておりましたので、そこのお声もしっかり反映するという目的もありまして、こちらの増額については、担当のご意見

も踏まえて、市といたしましては対応させてもらったところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（岡田智里） この見守りおむつ定期便事業については、まず相談対応をというところを第一義の目的にしているかと存じますが、今後の課題として考えられることがあれば教えてください。

1. こども家庭室課長（寺島祐理子） お答えいたします。

課題といたしまして、やはり見守りというところをちょっと重視しているところではあるんですけども、当初子育て用品だけ受け取りたいというような反応のご家庭もあります。そういった方につきましては、支援員さんと同じ方に行っていただいて、信頼関係を結びながらお話のほうも聞けるようなそんな工夫をしているところでございます。

1. 委員（岡田智里） しっかりと事業の趣旨を市民の皆様にも丁寧にご説明いただきながら、またお声もしっかりと丁寧に聞きながら進めさせていただきたいと思います。

以上です。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑ございませんか。

1. 委員（黒田 実） それでは、私からも確認をさせていただきたいと思います。

まず、当初の参考資料が117ページ、追加請求したのが58ページということで、消防本部の改修ということなんですけれども、まず、これ、そもそも非常に多額なんですよ。2億。消防本部を必要に応じて改修するという考え方は、全然そこについて異論はないのなんですけれども、ちょっと中身を確認したいです。

当初の参考資料は屋上防水・外壁改修、空調等改修工事と。ただ内訳を示していただきたいということで、2億の内訳を見ました。屋上防水が1千万、外壁が1千700万と。ところが、これ、内装改装工事が6千万。何を内装改修するんですかという話なんですけれども。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

内装改修につきましては、給排水、トイレ等の改修と1階の消毒室の洗浄室の改修がありまして、こちらは市の労働安全衛生委員会よりの指摘もありまして、救急隊の方が血液等がついた異物、物とか汚物のついたものを洗うのの衛生環境を整えるという意味で衛生設備の更新、あとそれに伴う給湯器等の更新等があります。加えて、1階の救急仮眠室を現在半個室になっているんですが、完全個室化にするというところで、これは主に感染症を防ぐという意味合いで完全個室化、換気設備、照明等を新設等々、重機等の新設もございまして、加えて、2階にあります警備仮眠室も同等に現在半個室化というところで、2名1室のような状態になっておりますので、完全個室化をしまして、空調、換気、照明と重機等の新設等ございまして、これの仮眠室の個室化が主なものになっております。

以上です。

1. 委員（黒田 実） これは工事費の予算なんで、設計は終わっているという認識でいいんですよね。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 概算で出させてもらっているところはありますけれども、現在でも設計のほうは続いておりますが、おおむね終了というところでございます。

1. 委員（黒田 実） 口頭で、今、説明をいただいているんですけども、特にこの内装改修については、トイレであるとか、いわゆる隊員の要するに消毒、衛生管理室の充実、仮眠室の半個室化等々いろいろ口頭ではいただいているんですけども、ちょっとこの予算審議で間

に合っていないんですけども、おおむね設計も終わっていますということなんですけれども、中身をもう少ししっかりと示していただかないと、これ、本当多額の予算なんです。必要なものは必要だというふうに冒頭申し上げましたけれども、これではちょっと中身は何をするのかというのは、追加資料も含めて口頭でもお聞きはしましたけれども、具体的に今の消防署がこうなるんだというようなことは、ちょっと今の説明ではなかなか理解し切れないとか把握し切れない。これは説明がいいとか悪いとかじゃなくて、それに資する説明がちょっとなかなか得られない状況であるということをやっと指摘せざるを得ません。

引き続きまして、参考資料の118ページ、追加で59ページの資料を基に質問します。くらやま認定こども園の改修です。

今回、そこそこの増額になっています、5千万から8千500万ということで。内訳を見ると、屋上防水、これが倍になっている。あるいは大きな特徴でいきますと、それとアスベスト、これが当初見込まれてない。その他については若干いろいろ精査した結果、もう少しこういうのも必要なだろうという増額、額を見る限りですよというふうにするんですけども、特にこの屋上防水とアスベスト、このあたり、当初5千万で予算を上げてはったんですけども、今回、やっぱり大幅な増額になっていますので、ちょっとこのあたりをもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

くらやま認定こども園の改修費用につきましては、当初概算で5千万というところで予算を上げさせていただいていたんですが、設計委託をする中で詳細に調査したところ、屋上防水改修工事の中で補修等の追加の処理等の面積2千782平米であったり、シーリング等の追加であったりとかが大幅に増加しなければ傷みがちょっと激しいというところもありまして、そういう内容で追加項目が増えたというところで、約2千万増額の4千万というところになっております。

あとアスベスト状況につきましてですけども、こちらも当初は概算というところで、アスベストの有無というのはちょっと不明だったんですが、委託内容の中で詳細に調査したところ、アスベストを除去しなければいけない面積というのが633平米という、ちょっと広めの面積を除去しなければいけないというところで800万ちょっとを計上させていただいております。

以上です。

1. 市長（山本 景） 本市、他市とか府さんとかやったら通常20か年計画とかを立てまして、計画的に修繕をやっているところで、本市もようやく20か年計画は立てて、計画的に修繕はやり始めたところでございますけれども、過去の市政運営におきまして、この施設もそうですけども、屋上防水とか外壁等、通常20年に1回はやるべきところをやられていませんでしたので、結果的に思った以上に老朽化が進んでおり、結果的にこのようなことになりましたので、過去の市政運営のツケでございますので、その点ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） 質問の趣旨は、当初これは見立てで、概算ではあっても見立てはしているわけです。その見立ての根拠は何なんですか。例えば基本設計をしている、あるいはもう実施設計もおおむね出来上がっているとかということなら分かるんですけども、今、予想以

上に屋根の老朽化が進んでいるとはいえ、そういうのも含めて、私の質問の趣旨は、例えばアスベスト云々という話もやっぱり予算組みのときにしっかりとそこも見定めていくのが通常だと思うんです。後から出てきましたみたいな説明であると、もともとの見立ては何だったんだということになるわけで、再度お聞きしますが、じゃ、当初5千万と見立てたこの見立てた根拠は何だったんですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 根拠といたしましては、前年度か前々年度にあさひ認定こども園の改修を行いまして、その改修費用として5千万ちょっとというところで、それを参考にいたしまして概算費用として予算を上げさせていただいたんですけれども、詳細に調査した結果、想像以上にちょっと傷んでいたというところで、追加を上程させていただいたところです。

以上です。

1. 委員（黒田 実） これ、くらやま認定こども園の改修で、当然類似のものである一定の積算はできるとはいえ、当初のこの予算の見積り、積算の在り方自体、これはちょっと乱暴であると言わざるを得ません。

ちょっともう時間がないのでどんどん進めますが、次に、121ページの参考資料でいくと青年の家、追加で61ページで示していただいています。

これはちょっと中身、内訳を確認させていただきました。今回も補正が当初3千万を1億以上計上するということなんで確認するんですけれども、まず、当初3千万ということなんですけれども、この内訳は何だったんだろうということなんです。この3千万の内訳は何だったんですか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

当初の予定では、青年の家の前の植栽を除却いたしまして、武道館までのガス管の敷設工事を実施する予定でございました。

1. 委員（黒田 実） それは、121ページも植栽除去とガス管敷設工事を実施する予定で当初3千万。

今回、追加で資料請求しましたが、ガス管、それから植栽撤去、今回は詳細で相撲場、池の撤去ということもあるんで単純に比較できないんですけれども、当初3千万のところを4千数百万。当初の3千万の見積りで3千万と言っているんですけれども、恐らく相撲場か池が関わるのかなということなんです。当初の3千万に匹敵するこの内訳を見ると4千400万円になっていると。ちょっとここの説明をいただけますか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

当初3千万であったんですが、変更した額が4千400万円になっている理由につきましては、相撲場と池の撤去費用が含まれたことによって増額となっております。

1. 委員（黒田 実） そこは、そしたらそういう考え方で増額をしたということなんですけれども。

ちょっとここで念のため確認なんですけど、相撲場の撤去、かつてこの相撲場は野外というか簡易の屋根はついていました。ところが屋内相撲場にしたんですよ。あれ、何年前かな。市がやったわけじゃないと思うんですけれども、あれもそんなに昔の話ではないんですけどということも含めて、一定はそこまで投資したんですけども、今回、いわゆる屋内型相撲場、これも撤去しちゃうということになると、結構そんなに年数はたっていないという施設を撤去するということになるんです。これについてどのようにお考えですか。10

年もたっていないと思うんですよ。恐らく私の記憶では、それは市が改修したのではなくて、財団法人体育文化協会が実は改修した経緯があったと思います。単純に言えば、もったいない話だなということになります。そのあたりの整理はどのようにされているんですか。

1. 地域振興部長（西岡浩二） お答えします。

委員の指摘のとおり、側面はきれいに見えるんですけども、やはり屋上が改修もできていませんので、現時点で穴が空いている状況で、もう中に雨がたまって使うことができないようになっております。また、風が吹きますと、屋根のものが散乱するとか危ない状況となっておりますので、当然、その屋根の撤去というのも出てきます。あわせて、相撲団体のほうとも協議した上で撤去に至ったという状況になっております。

1. 委員（黒田 実） いずれにしてももったいないなという感想を申し上げておきます。

すみません、ちなみに、この青年の家のちょっと戻るといいますか、この防災施設機能を強化するという事なんですけれども、ここ相撲場、それから池を埋め立てて、要はこれ、ちょっとした芝生広場、あとあずまやがあるんですけども、具体的に、じゃ災害時にここで一時避難なのか、どういう防災機能、施設としてあるというのはあるんですけども、広さ等も考えてちょっとどんな使い方になってくるのかなど。例えば実際、武道館云々もこれも避難所云々になると思うんですけども、この程度の広場があって、具体的にどうなんかなというふうに思うので、少し防災時にこの広さでどの程度のこういった防災拠点になるんだということについて説明いただけますか。ちょっと手狭なのかなという感想も持ちます。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

防災広場につきましては、当然武道館のほうで避難所の指定をしておりますので、一時避難場所として考えております。また、整備に当たって防災備蓄倉庫のほうを整備いたす予定なので、そこに大型車両の車両の造成、また避難者の歩道を敷地内に整備予定としておりますので、委員ご指摘のように、手狭なところはあるのですが、芝生広場を設けて、そこに備蓄倉庫、またあずまや、かまどベンチというのを設置しまして、一時避難場所として活用を考えております。

1. 委員（黒田 実） ちなみにこの防災倉庫についてはどの程度の、どのような位置づけの倉庫になるのか。例えば近隣住民のためのものということなのか、広く広域的なものを備蓄していくということなのか。この防災倉庫の規模もちょっと分からない。それと中身、何を収納されるのかということのもちょっとこの資料等では分からないので、その倉庫の目的といえますか、具体的にどのようなものを備蓄して、それは近隣住民のためなのか、あるいは特定のものなのか等、もう少し分かりやすく説明いただけますか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、備蓄倉庫についてはそれほど規模が大きいので、分散備蓄と集中備蓄につきましては分散備蓄としておりまして、中に入れるものにつきましては、飲料水や毛布、食料、トイレ、生活必需品など、また資機材を分散的に備蓄して、近隣の住民のために使うと考えております。

1. 委員（黒田 実） 近隣住民のためということですか。要するに、倉庫へのアクセスというものを、利便性を高めるということ自体は否定はしないんですけども、実際、じゃ機能するときに、出し入れ云々がそんなに広い通路が要るんだろうかと。近隣住民のためなら、実はそ

のようなしつらえはどうなんだという疑問を持たざるを得ません。決してアクセス自体をしっかりと確保するという考え方は否定しませんが、今、説明いただいた程度の防災倉庫に対してのアクセスは、むしろ車じゃなくて、恐らく人手でも近所の方々ということであれば足りるんだろうというふうに思うところであります。

委員長、すみません。もうずっといいですか。

1. 委員長（岡田伴昌） はい、お願いします。

1. 委員（黒田 実） 125ページのLED化事業、これについては詳細資料をいただきました。特段これで何かこれはどうなんだということではなく、非常に分かりやすく、今回、市内の公園等についてLED化が進んだなというイメージを持つことができましたので、これは各箇所についての確認をさせていただきました。

続きましては、参考資料が127ページで、追加としては63ページになります。

これは、星田4丁目（旧第3給食センター跡地）をこのようにするというので、参考資料には図面もあって、今回は内訳を示していただきました。

それで、ちょっと当初の参考資料でなかなか読み取れなかったんですけども、要は防災備蓄倉庫、防災車両倉庫、駐車場と倉庫と。ちょっと確認なんですけど、ここにトイレトラック、トイレカー、シャワートラックを確保すると。ここに駐車場を備えますと。これ周辺、やっぱりちょっと進入路も含めて狭いと思うんですけども、どのようにトラック、大型車両は進入していったらいいかとかということについて、ちょっとこの図面からはなかなか読み取れなくて、車両の置場所としてどうなんだろうということについて詳しく説明いただけますか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

防災車両の進入につきましては、トイレトラック、トイレカー、全て府道のほうからの進入を考えてございます。トイレトラック、トイレカーにつきましては、それほど車両が大きくないので、両方、左折右折の進入、左折右折の退出が可能と考えております。シャワートラックになりますとちょっと車両サイズが大きくなりますので、進入につきましては、実際右折進入、左折退出というのが望ましいのかなと考えております。

1. 委員（黒田 実） 入れんことはないということなんです。

これ、ちなみに恐らくこの図面上からいくと、その寸法なんてこの中であれですか、転回とかはできるんですか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

全ての車両は軌跡とか撮っております、転回が可能となっております。

1. 委員（黒田 実） いずれにしても、車両の駐車場をここに置くというのは、ちょっと資料でも当初の参考資料でも、そこまで考えてみればこれを車なんかということですけども、倉庫としか書いてないので、ちょっと私としては初めて追加資料を頂いて、いわゆる備蓄品の倉庫と防災車両の駐車場の倉庫であるというふうに分かったんですけども、この場所を防災関係の施設とするのはやはりちょっとどうなんだろうと。教育関連施設として使うことがよかったのではないかなと。放課後児童会等の今後の対応も含めて、やはりそうすべきじゃなかったのかなというふうに指摘をしておきます。

次、参考資料の129ページ、星田6丁目の防災拠点なんですけれども、これも住宅街の一角にちょっとある、形状もどちらかというとすっきりした形状じゃありません。追加

資料64ページでは、広さが186平米の備蓄倉庫が9.62平米と。この防災公園と備蓄倉庫、これは一体有事の際にどのように機能するのだろうかということについて、分かりやすく説明いただけますでしょうか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

こちらの星田6丁目の防災公園につきましては、委員ご指摘のとおり、敷地面積186平米、備蓄倉庫9平米、あずまやにつきましては9平米、規模につきましては小さいのですが、整備に当たりましてまず有利な起債を使うということで、緊急防災・減災事業債を活用するに当たって防災公園として整備をさせていただき予定しております。

倉庫の利用につきましては、分散備蓄となりまして、先ほどと同じように、備蓄倉庫内には飲料水、毛布、食料、トイレ、生活必需品を保管する予定としております。

1. 委員（黒田 実） 有利な財源を活用してということですが、やはりちょっと本当に有事の際に、当然地域の方々にとってはありがたいのかもしれませんが、やはり形状、それから広さ含めて、実際ここに避難される等が想定されるのだろうか。当然屋外ですから、大きな地震の際、恐らくそういうことやと思うんですよ、一時避難ということはね。だけでも、それにしてもそれはいつの話であって、大地震の際はそれよりも避難所ということが大きな課題になってくると思うんですが、防災公園として広さが非常に狭い。地域の方々のためとはいえ、これが本当に有効に機能するのかな。しかも場所的にも非常に分かりにくいところだし、それから防災倉庫も本当に小さなものであるので、ちょっとこれについても防災機能としてどこまで機能するのかについては疑問を申し上げざるを得ないというふうに思います。

続きまして、参考資料は131ページ、追加が65ページですね。

今度は寺3丁目。これについても同様に、施設がどのように機能するのだろうか。これは、防災公園としては525平米ということなんですけれども、ただ駐車場6台を整備するということでもあります。ここは倉庫はないというふうにお見受けするんですが、公園として造って、まずこの辺りってあんまり住宅がないようなロケーションなんです。

それと、もう一つは、車中泊を可能とするということなんですけれども、トイレはどこにあるのかなとか、実際にここでどのような防災機能が果たせるのだろうかということをちょっと考えているんですけれども、分かりやすく説明いただきたいと思います。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えします。

先ほどの星田6丁目と同様に、規模的には525平米と小さくですが、有利な起債を活用するというので防災公園の整備といたしております。

活用方法にありましては、宿泊機能の車中泊可能ということで6台のスペースを設けて、そちらで一時避難所かつ車中泊ができるというふうに考えております。

備蓄倉庫等の建物につきましては、こちらにつきましては調整区域になりますので、建物が建てられないということで、一時避難場所にあずまやに囲いをつけるシェルターのほうを収納する倉庫を、物置を設置してございます。

1. 委員（黒田 実） ご説明いただいたんですが、ちょっとこの辺りにこういう防災公園が本当に必要なのかどうかというのがロケーション的にもなかなかびんとこないということと、併せて、車中泊を想定しているということなんで、さっきも言いましたけれども、車中泊を想定する場合はやっぱりトイレは必須ですよ。トイレのないような車中泊なんというのは、

これももう実質車中泊にならない。

再度お尋ねしますが、そのあたりの対策はどうされるのでしょうか。

1. 市長（山本 景） この近くに寺会館の隣のところにも市といたしましては防災拠点の整備を予定しております、そちらにおきまして、トイレに関しましては整備をちゃんとさせてもらいます。こちらに関しましても下水が近くまで通っておりますので、整備はしっかりする予定でございます。そちらの利用が前提になるのかなというふうに考えており、この敷地内にはないのだから、この近くにはそういったトイレに関してもあるというふうには考えているところでございます。

なお、ロケーションに関しましては、近くに学校であったり支援学校であったり、またはしくは寮とかもありますので、やはりこういった防災拠点というものは必要性があるというふうには考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） 寺会館等のトイレの使用を想定しているということですがけれども、車で来られているんで、車で行けば行けるんじゃないかということですがけれども、現実問題ちょっと遠いと思います。これ、やっぱりトイレという話は当然衛生的な話、健康上の話もあるんですがけれども、やはりそういう車中泊が長引くとかということになった場合に、そのような考え方で果たして車中泊としての駐車場として機能するのかどうか。一時避難場所としては機能するのかもしれませんが、車中泊という想定をされているということについては、やはりこれがどこまで機能するのかはちょっと疑問だなというふうな今説明をお聞きして思いました。

一旦どうでしょうか。

1. 委員長（岡田伴昌） また違う場所に。

1. 委員（黒田 実） 場所にいきます。

1. 委員長（岡田伴昌） 1回、ほかの委員さんに。

ほかの委員さんで質疑ございませんか。

1. 委員（松村紘子） 失礼します。そしたら、同じく防災拠点の整備のあたりで確認させていただきたいと思います。

127ページの星田4丁目防災備蓄倉庫整備事業におきまして、こちら、平面図の図面を頂いております。倉庫以外の部分を緑地とアスファルトでの舗装という形になっておると思うんですがけれども、基本的にはここは備蓄倉庫とトラックを置くという形で、平常時も含めてですけれども、地域住民の方は入れないような形になるのでしょうか、教えてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

星田4丁目の防災備蓄倉庫及び防災車両倉庫につきましては、近隣住民等も含めて市の職員だけで活用するというふうには考えてございます。

1. 委員（松村紘子） 分かりました。ありがとうございます。

次に、星田6丁目の防災拠点整備事業におきまして、こちらは先ほど他の委員さんのほうからも質問で一定回答が出てきましたので要望のほうにはなるんですがけれども、本当に民家の裏であったり、おうちの前の横にすぐ入り口ができるというようなところですので、今後、設計工事に入っていくに当たりまして、近隣住民の方に一定ご希望がありましたら

ちょっと配慮をしていただくような造りもご検討いただければというふうに思います。

あわせて、生活必需品ということで、一定近隣住民の方にもご理解いただきながら造っていく形なので、やはり住民の方に使っていただけるようなものを置いていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、私市山手2丁目防災拠点整備設計業務ということで、144ページのところになります。

こちらに関しましては、土砂災害警戒区域のエリアの中に造るというような形になるんですけども、市としてそういったリスクを背負いながら造る形にはなるのですが、どういったこと、対策をお考えなのか、お聞かせください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

こちらの私市山手2丁目の防災拠点につきましては、委員ご指摘のとおり、土砂災害警戒区域に指定されておる、かかっているところもあるんですが、活用につきましては、こちらのほうに防災備蓄倉庫2棟を設置いたしまして、近隣の住民からも要望がございました、そちらのほうと市とのほうで活用を考えてございます。

1. 委員（松村紘子） 土砂災害がなるべくここで起きないように、何か対策として壁と言ったらあれですけども、そういったものは作られる予定はあるんですか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

防災備蓄倉庫の周りには、対策といたしましては防護壁を設置予定としております。

1. 委員（松村紘子） また特殊な場所というところもありまして、そういった対策についてはしっかりお願いしたいなというふうに思っております。

また、あわせて、一定地元の方のご理解はいただいているというふうには思っておりますが、実際にここでそういった対策を生じて土砂災害が起きる場合というのはあると思うんです。また、近隣の民家に関しましてこのエリアに入ってくるといいますので、ここが使用できなくなった場合、どこの備蓄品を使用することができるのか。別途備蓄倉庫を設けることもちょっと視野に入れまして、地域としては多分精いっぱいだとは思いますが、市としてはやはりリスク管理というところで、そのあたりもしっかり考慮しながら進めていただければと思います。

1. 市長（山本 景） 私市山手の防災備蓄倉庫等の整備に関しましては、地域からの要望でもあります。ただ、先ほど吉永から答弁いたしましたとおり、一部が土砂災害警戒区域に指定されているところも含まれておりますので、そこに関しましては擁壁等を整備することによりまして、少なくとも備蓄倉庫部分については安全性が確保はされるようにはしているところなので、逆を言ってしまったら、土砂災害があったとしても、当該倉庫に関しましては被害は及ばないというふうには考えているところでございます。

また、逆に周辺の土地が、民家とかでも土砂災害特別警戒区域に含まれている民家もあるので、逆に防災備蓄倉庫へのニーズは結果として高い。しかし、一方で、会館とかも非常に老朽化、また手狭という課題があるので、代替して市のほうでこういう防災備蓄倉庫を整備して、市民の皆さん、また住民の皆様には一定満足はしてもらえるものというふうには考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（松村紘子） 市長からご答弁いただきまして、ありがとうございます。

ベストな場所ではないというようなところがあるので、やはりここが使えなくなった場

合というところも市としては考えていただきたいというところではあります。といいますのも、現状の備蓄倉庫、3か所あるらしいということで、そこをまとめてここに持ってくるということですので、そういった部分も含めてちょっとご考慮いただけたらというふうに思っております。

最後になんですけれども、148ページの交野市見守りおむつ定期便事業について、質問を1点させていただきたいと思っております。

こちらに関しましては、会派のほうでも増額要望させていただきまして、また一般質問のほうでも取り上げさせていただきました。新生児ですと、やはり1日のおむつ使用枚数が10枚を超えたりといったことも考慮いたしますと、今回明石市のように、3千円分の形で増額していただいたことは、一層の子育て支援につながるというふうに考えておりまして、心から感謝を申し上げます。

そこで、質問にはなるんですが、受け取りのみ希望される方がおられた場合、この事業、今、実施、スタートしておるんですけれども、面会はなしに受け取るケースというのは生じているのでしょうか。そのあたりを教えてください。

1. 子育て家庭課長（寺島祐理子） お答えいたします。

そうですね、不在の方に関しまして再配達をさせていただくんですけれども、置き配という形を取らせていただいて、電話等で確認をさせてもらうといった方はいらっしゃいました。

1. 委員（松村紘子） 実際には何件程度そういった例というのはありますでしょうか。

1. 子育て家庭課長（寺島祐理子） 月に4件程度です。

1. 委員（松村紘子） 例えばこれ、4月から始まりまして、面会なしでの受け取りというのが連続して2か月、3か月生じているといったケースもあるのでしょうか。

1. 子育て家庭課長（寺島祐理子） お答えいたします。

2か月続くといったおうちのほうはございません。

1. 委員（松村紘子） しっかり面会いただけているということで安心いたしました。

ちょっと先進市のほうでそういった事例も課題にはなっていることもお話をお聞きしたこともありますので、引き続き子育ての孤立化を防ぐため、虐待を防ぐため、事業に取り組んでいただければと思います。

以上です。

1. 委員（三浦美代子） 私のほうから少し細かい確認、1点だけお願いしたいと思います。

参考資料の130ページで、これまでも他の委員さんからも言われていました星田6丁目防災拠点整備事業の星田6丁目に関する部分なんですけれども、この平面図を見ていましたら、あずまやの奥にかまどベンチがあり、すごく非常に細かい質問なんですけれども、どの防災拠点もあずまやとかまどベンチがセットになっていまして、この狭い場所にあずまやがそもそも3m、3mですよ、先ほどの答弁9平米となれば。かまどベンチに実際使うときに、これが本当に要るのかどうかと考えたときに素朴な疑問なんですけれども、まず、セットでこういうのが必要なかどうか。そして、これは、あずまやが建つことでかまどベンチを本当に自由自在に使いやすくなるのかどうか。屋根があるということで、市民の方がいざというときには使えるかも分からないですけれども、この広さを考えたときに、私はベンチだけでもいいんじゃないかと、こういう設計を見たときに、失礼な言

い方ですけれども、取りあえず入れ込んでおこうみたいなイメージが出てくるんです。本当にあずまやがあることでかまどベンチを使いやすくすることまで考えておられたのかどうかということを素朴に感じました。

そこで、先ほど言いましたように、まず、どの防災拠点もあずまやとかまどベンチがセットになっているんですけれども、これはどういう考え方なのか教えてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、あずまやと防災ベンチ、かまどベンチはセットにして考えてございまして、使うかどうかというのは、日常使いもございまして、平時は防災公園じゃなくて公園として利用いたしますので、ベンチとして利用を考えております。有事の際は一時避難場所となりますので、あずまやに避難していただいて、シェルタータイプなのでそこで一時はしのげます。また炊き出しとか、それは状況によるんですが、必要になった場合はかまどベンチを活用ができるという考えで設置を予定しております。

1. 委員（三浦美代子） 私が聞きましたセットというのは、セットという決まりがあってじゃなく、はなからセットで市がそのように考えておられるのかどうか教えてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

市のほうでは、かまどベンチとあずまやをセットにするということにはございませんが、先ほども答弁しましたように、日常使いのほうは公園となりますので、ベンチとして使用いたします。ですので、災害時に炊き出しも可能とできるようにかまどベンチも併せて設置したということで、セットではございません。

1. 委員（三浦美代子） 分かりました。

広い防災拠点だったら何の問題もないしちょうどいいんですけれども、ここに、特に星田6丁目に関しては、あずまやを無理やり入れているような、そのようなイメージがありましたので、ちょっと確認させていただきました。

ふだん使いとはいえ、ここにふだん使いをする、少し奥まってもおりますし、現地も視察させていただきましたが、そういう意味でも少し不自然な感じがいたしました。私の意見ですので、以上です。よろしく申し上げます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかの委員の方、ご質問は。

1. 委員（皿海ふみ） すみません。請求した資料の75ページの放課後児童会のおやつの一括発注の内容について確認させていただきます。

75ページの資料の4番、アレルギー対応というところがあるんですけれども、ここでアレルギーの児童がいることを考慮して、アレルギーの少ない商品を選定することとあるんですけれども、アレルギーの子が食べられる別のおやつを今は用意されていると思うんですけれども、そのような別のおやつを、対応できるものを準備するということが入っていないんですけれども、それは発注するときその条件がつくのかどうかというところを確認させてください。

1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。

表記のところがちょっと不十分だったかと思うんですけれども、今の現状と同様で、アレルギーのないおやつを代替品として準備するように考えております。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

現状、アレルギーの種類が多過ぎて対応できず、家庭からおやつを持ってきている子供

さんの数、把握されていたら教えてください。

1. 子育て支援課長（今村陽子） すみません、お答えいたします。

正式な人数というのは、今、ちょっと手持ちしてないんですけれども、おおよそ各児童館に1名いるかいないかぐらいだということで認識しております。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

それと、提供するおやつの価格の条件なんですけれども、1人2千500円、月で。これおやつの値段と献立、運搬費用を含むということで、このうちおやつそのものに係る値段の設定をしておかないと、運搬、献立にすごく費用を使って、おやつそのものが貧相になってしまうとかいうことになりかねないので、おやつ自体の値段というのはどのような設定で考えているのかお聞かせください。

1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。

1人、契約の単価が2千500円とさせていただいております。おやつの品数も4品程度というところと、あといろいろ仕様に盛り込む予定をしておりますので、プロポーザルという業者選定になります。なので、その中の内容をこちらで選定するという事なんですけれども、税込みのおやつの値段を2千500円相当ということでは募集しようと思っております。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

それで、プロポーザルにして、単価が1人2千500円より意外と下がった場合、これ、実費ということで保護者から徴収しているの、何か変に市が余ってしまうとおかしなことになるかなと思うんですけれども、単価がプロポーザルの結果下がった場合の対応というのはどのようになるんでしょうか。

1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。

この2千500円という単価で募集をしますので、下がった場合、毎月のおやつ、下がるということであれば行事食とかも含めておりますので、基本1人2千500円の中でどのようなものができるかということを提案いただいて選定しようと考えておりますので、単価は2千500円というところは下がらないような形で考えております。

1. 委員（皿海ふみ） 価格の評価がそしたらどうなるのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、また仕様書等も確認させていただければと思います。

続いて、請求した資料の77ページの武道館の、今回改修するに当たって、11月の全員協議会で、市長のほうから議会で説明していた内容よりもかなりいろいろ盛り込まれた設計になっていたの、そぎ落としたもので改修しますというようなご説明がありましたので、今回、あえてもともとのそぎ落とす前の図面ってどういうものだったのかということとで請求させていただきました。

全員協議会のときの実際に改修する図面がちょっと出さないと比較が難しいんですけれども、この77ページの図面の中で、実際には取りやめて改修に入れないとなった項目についてお示しいただけますか。

1. スポーツ青少年課長（佐伯尚之） お答えいたします。

まず、1階図面のほう、上のほうに窓のコーティングによる断熱改修とございます。こちらの部分、それから下に行きまして武道場内の壁全面塗装改修、下にまいりまして更衣室におけるシャワー室及び更衣室全面改修、空調新設、そこから右に行きまして事務所の

壁の改修、そして入り口、ホール、ピロティー部分のところの自動ドア及びタイルの改修、また階段横にごぞいます授乳室の新設及び外のピロティー部分の植栽の撤去が1階部分になります。

続いて、2階図面部分にまいります。洗面、流し台等ごぞいます。こちらのほう、全面改修、空調更新、こちらのほうを省いております。また、研修室、階段上りましてすぐ右手にごぞいます部屋のほうの壁面の塗装改修、こちらのほうを除いた部分となっております。

以上でございます。

1. 委員（皿海ふみ） 設計上行うことで設計を進めていたものが、かなり多くの項目が改修では実施しないということでそぎ落とされたということのようなんですけれども、これ、どういう経緯なのか理解に苦しむんですけれども、昨年度設計を発注したときの入札の資料を確認させていただきましたら、元というんですか、今回出していただいた自動ドアとかシャワー室の改修とか断熱だとか、ここを発注したときの設計の図面に入っていますよね、ほとんど。ですので、市がこの設計を発注したときにこの自動ドアだとかを入れていたのに、その設計が進む、改修が近づくにつれて、そこを要らないというふうに減らすということで、設計業者としても発注されたとおりに設計を進めていたのに、だんだん内容が減っていくというのも非常に困惑されたんじゃないかなと想像するんですけれども、なぜこうしたことになったのかということ経緯をお聞きいたします。

1. スポーツ青少年課長（佐伯尚之） お答え申します。

発注段階及び業務を進めていく、委託を進めていく中で、当初我々のほうも有利な起債が使えることを踏まえて、最大限何ができるのかということも想定しておりました。そういった中で、また工事を進める中で、こういうこともできるよとか、これはちょっと難しいねというような業者からのご提案もいただいて、変更前の図面が分かる資料、こちらのほうまでたどり着いたところをごぞいます。最終的に金額面等も考慮しまして、先月の全員協議会で示させてもらった図面というような形になっております。

1. 委員（皿海ふみ） 設計を進める中で若干変更はあり得るということは分かるんですけれども、先ほど言いましたように、発注したときから今回減らされたもの、かなりの部分、もともと発注段階で入っていたということでは、市として設計の入札をかける時点で、庁内での認識の共有というものが不十分だったとしか言いようがないのかなというふうに思っています。当たり前のことなんですけれども、設計を発注する入札の段階までに、市としてどのような内容で改修をするのかということをしっかり認識共有した上でしていただかないと、必要のない設計まで委託をするということになってしまいますので、こうした進め方、非常に問題だなというふうに思いますので、ちょっと再発防止といいますか、こういうことにならないようにということで、何かお考えありましたらお聞かせください。

1. 地域振興部次長兼地域振興課長（山埜勝哉） お答えいたします。

庁内、施設所管課の利用者視点というような視線があつたり、あと、施設を建築物として改修していくという視点であつたり、あと青年の家の防災拠点化の事業であつたら土木の視点であつたりという、それぞれ違う立場で連絡調整を密に行いまして、しっかり意思確認を決定して事業を進めていくという体制をしっかり築いていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

1. 委員（皿海ふみ） くれぐれもよろしくお願いいたします。

あと、請求した資料の73ページ、74ページ、私部城の跡の整備に係るところですけれども、これは重要な史跡の保存を図るという意味で重要な決断だというふうに考えております。

74ページで文化財の試掘の範囲をお示しいただきましたけれども、試掘に係る費用について確認させてください。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長（真鍋成史） ただいまのご質問でございますが、埋蔵文化財の発掘調査に要する費用でございますが、330万円を予定しております。内訳としましては、機械掘削で約80万、人力掘削で80万、その他測量で残りの80万あたりを予定しております。

以上でございます。

1. 委員（皿海ふみ） 330万ということで、試掘の費用としては小規模などといいますか、必要最低限の規模なのかなというふうに思うんですけれども、これは埋蔵文化財の保存ということで、必要以上に掘り返して発掘せずに、なるべく現状保存するというような考え方なのか、そのあたり、もう少しお聞かせください。

1. 文化観光課長兼教育文化会館長（真鍋成史） そのとおりでございますが、以前、この部分、今回あずまやや防災ベンチが設置を予定している箇所が私部城の堀の部分でございますが、以前の試掘確認調査で深さが2mぐらい堆積しているというデータが取っております。ですので、一応それがあずまやや防災ベンチに影響ないか、それを確認するための費用でございますが、最小限の費用となっております。

以上でございます。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

この公園は、整備した後、防災公園ですけれども、史跡保存の場でもあるということで、所管としてはどこになるのでしょうか。木を切ったりとか草を管理したりとか、そのあたりも含めて教えてください。

1. 地域振興部長（西岡浩二） 地域振興部になります。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

それと、今後、本格部分、まだ生産緑地もあったかと思うんですけれども、さらに買取り申出が出てきた場合、どこまで市が対応していくのかということも考えておかなければいけないと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

1. 地域振興部長（西岡浩二） 一般質問でもご答弁させていただきましたが、平成30年の当時に市としての方針というのがまとめておりますので、その中で重点エリアというのを区域設定しておりますので、その中の範囲の生産緑地の買取り申出が出た場合は庁内で検討するという形になっておりますので、今後出てきた場合は、当然庁内の中で検討させていただきたいと考えております。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかの委員さんの質問は。

1. 委員（松永隆太） よろしく申し上げます。

参考資料の140ページなんですけど、総合体育施設の採暖室の改修事業というところで非常にニーズが高いところなんですけれども、結構待つてはる方もいてるんですけれども、これ、受託者が期限内に提出しなかった理由が恐らくあると思うんですけれども、できな

かった理由なのか、しなかったのかというところなんですけれども、そのあたりちょっと教えていただけますか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

総合体育施設改修工事設計業務委託といたしまして、約3千500万の予算で発注していたんですが、今年度の改修を市民さんのニーズ、利用者のニーズが高いというところで、今年度の改修工事も予定していたところで、設計の仕様書に7月までに採暖室の完成品を提出するよう打合せ等をやっておったんですが、再三の催促、電話、メールでの催促等を行いましてもその完成品が出てきませんでした。さらに納品期限になりましてもできる見込みがないと判断いたしまして、契約解除に至りまして、現在違約金のほうを請求している状況でございます。

以上でございます。

1. 委員（松永隆太） それなんですけれども、その理由が全く分からないというような状況でしょうか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 業者さんの理由なので推測の域を出ないんですが、多くの業務を抱えている中で優先順位等をつけられて遅延に至ったというところしか推測はできないところでございます。

1. 委員（松永隆太） ありがとうございます。

いや、何か本当に理由があるのかなど。例えばお金が足りないんだとか、何かがあるのかなと思ったんですけれども、何も要は連絡がない状態で納品期限を過ぎていってしまったというところだけの話という理解で大丈夫なんですかね。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 何も連絡がないというところではございませんでして、担当者も電話、メール、対面など打合せ等で再三の要求をしておったんですが、全然期限に提出がなかったというところで、審議的には信頼関係を失っていたところで契約解除といったところに至ったというところでございます。

1. 委員（松永隆太） ありがとうございます。

要は、理由はないけれども、いわゆる進めていかなかったということだけ。次の事業者さんが同じようなことにならないかなということでもちょっと質問だったんですけれども、その業者さんの本当に原因ということで理解いたしました。ありがとうございます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほか、委員の方からご質問は。

1. 副委員長（山下千穂） 参考資料の133ページ、私部城跡公園基本設計についてお尋ねさせていただきます。

先ほど防災公園ということで、他の委員からもご質問されておられましたけれども、ここへスロープをつけていただけるとのことなんですけれども、小さなお子様とか、また障がいをお持ちの方とかも利用されると思います。このスロープについては、車椅子とかも上がるような形でつけていただけるという認識でよろしいですか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

設計につきましてはこれからになりますので、委員ご指摘のような内容も踏まえて、今後、設計者と協議して設置していきたいと考えております。

1. 副委員長（山下千穂） ありがとうございます。ぜひ、小さなお子様、障がいをお持ちの方、またこういう遺跡を使ったところですので、本当にたくさんの方が使用していただけるような形

をお願いをしたいと思います。

それから、お聞きしたいんですけども、ここ、芝生になっているんですけども、例えば夜間とか停電時の場合、何かどのような形で対応を考えておられますでしょうか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

その辺につきましても関係部局とも共有しながら、今後、調整していきたいと考えております。

1. 副委員長（山下千穂） 割と暗いと思いますので、また停電時も含めた対応をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、参考資料の126ページの下水道事業会計への繰出金（物価高騰対策）ということでお伺いしたいと思います。

昨日、衆議院のほうでも補正予算のほうが通過いたしました。当該交付金を使って下水道基本料金の減免をしていただいたこと、うちのほうでも要望させていただきまして、かなえていただけて感謝申し上げます。ありがとうございます。

ところで、こちらのほうなんですけれども、市民の方の周知というところではどのように考えておられますか。

1. 秘書政策課長（奥田朋史） お答えいたします。

市民の方への周知につきましては、市の広報紙への1月号及び市のホームページで周知を図っていきたくと考えております。

以上です。

1. 副委員長（山下千穂） 自治会のほうとかにも、ぜひ回覧板とか通してでも細かくきめ細やかな形で周知のほう、徹底をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

1. 委員長（岡田伴昌） ほか、委員の皆さん、ご質問。

1. 委員（三浦美代子） すみません、参考資料の147ページ、これも確認なんですけれども、この事業概要によりましたら、放課後児童支援員等の負担軽減を図るということで、そこから推測しましたら、このおやつ代の均一化、小学校1年生も小学校6年生も同じ量のおやつが与えられているのかどうかを確認させてください。

1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。

同一のものを配っており、提供しております。

1. 委員（三浦美代子） 特に保護者の方から意見等は聞かれてないでしょうか。

1. 子育て支援課長（今村陽子） お答えいたします。

このたび、今回、このおやつについてということで、通っておられる児童の方にアンケートを出していただきました。おおむね量についてはちょうどいいという回答が得られました。ただ中には少し多いという方も、少数ではありましたが、ございまして、ただ補食というところですので、晩ご飯に影響のない程度の量を考えておりますので、一定同量のものをお渡しするような形で対応しております。

1. 委員（三浦美代子） アンケートを取られたということで安心しました。

どちらにしても、同じ小学校1年生の方でも、小学生でもたくさん食べるお子さんもおられますし様々だと思いますが、今のご答弁をお聞きしまして、状況、しばらく様子を見ていきたいなというふうに私たち委員としても思いました。ありがとうございました。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質問ございませんか。

1. 委員（黒田 実） もう少しちょっと確認をさせていただきます。

今回、多額の継続費の計上があります。これ、予算書でいくと第2条ですよ。第2表で継続費ということで、これは本庁の耐震化改修費用等に関わる継続費をこの時点で計上されました。実際、中身を見てみますと、令和7年、実質ゼロ、別にも特に何もしませんということで、実質は令和8年度から。8、9、10年と3か年。これ、継続費というのは将来にわたっての予算の議決を取るという意味で、債務負担行為とは違いますので。とにかく、これなら令和8年度当初で提案していただくのが筋だと思います。今年度は別に何も予算確保する必要がないのであればということなんですが、そのあたりの説明を。

1. 委員長（岡田伴昌） 黒田委員さん、これ、資料は。

1. 委員（黒田 実） 参考資料は130。すみません。だから、予算書の第2条で第2表やから予算書の8ページになるのかな。ちょっと待ってくださいね。予算書でいうところの、要は第2表です。7ページかな。それについては参考資料として138ページやねん。これは予算の中の非常に骨格の部分です。

すみません、委員長、要は、これは8年、9年、10年とこの予算の議決を取るという内容です。令和7年度はゼロにしているんで、ならば、もうこの時期に提出するというこの考え方をまず確認いたします。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

7年度の事業として継続費を取るところで、耐震化に関しては15億7千400万円の費用を計上させていただいておりますので、今から入札等、議会のご承認等でお時間をいただきますので、令和7年度としては工事費等のお支払いはないであろうところで、ゼロ円として計上させていただいております。

加えて、7年度事業にするというのは、緊急防災・減災事業債と公共施設等適正管理事業債等の期限等がございますことも考慮しております。

加えて、なるべく耐震化がされていない本庁舎について、できるだけ早く進めないといけないというところの理由もございます。そういうところに関しまして、令和7年度事業開始として継続費を計上させていただいております。

以上です。

1. 委員（黒田 実） これ、そうすると、令和7年度で業者選定もするということですか。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） 入札につきましては1月入札を予定しておりまして、そこから応札があつて契約に至ったら3月議会で工事のご承認をいただいて、4月1日からの工事開始というところを予定しております。

以上です。

1. 委員（黒田 実） 1月から業者選定を開始するということですがけれども、じゃ、おおむね契約は大体選定が終わって契約する。3月議会に、恐らくそしたらそのお話ですと契約云々の話という理解をしたんですけれども、市長は、過去において、任期をまたぐ事業について契約はおかしいと。明らかにこれ、任期をまたぐ契約となります。いかがでしょうか。

1. 市長（山本 景） お答え申し上げます。

委員におかれましては、過去に賛否が非常に分かれる議論であるにもかかわらず、施設一体型小中一貫校に関しましては、解体のみならず実施設計及び建設に関わる契約をして

いることに関しまして、私が厳しい意見を言ったということは、まずその点は事実でございます。

なぜならば、施設一体型小中一貫校の建設は、前市長の時代におきまして公約には掲げられていなかったからでございます。翻って、私に関しましては、明確に公約の中で、市役所は移転せずにこの場で耐震工事をするということを大きな公約の中の一つに掲げて当選をしておりますので、民意はもう既に得ているところでございます。学校建設もそうですけれども、そして、特にこの市役所の現地建て替え、現地における耐震工事となりますと、検討とかも含めると市長の任期である4年をまたぐというのはこれは通常でございます。今回でしたら、耐震の部分で3年かかるだけじゃなく、設計及び検討を含めましたらおおよそ6年ほどかかるもので、必ず市長の任期を誰がやってもまたぐものでございます。

なお、またぐと言っても、もう既に過去の市長選挙において民意は得ているということは委員も十二分にご理解はされているものと思っております。逆に、これをしないということは、むしろ民意の否定につながると思っており、私は民意はしっかりと得た上で、今回に関わる予算、設計については、過去に議会の皆様にはもう既に理解は得ておるところであり、また、今回、設計も終わりましたので、また議会からも早くやるようにというご指摘も賜っておりますので、このタイミングにて、また緊防債とかの事業債の年限とかの縛りもありますので、令和7年度中における補正予算または入札執行、仮契約というところまで進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） いろいろとるご説明いただきましたが、ちょっとよく分かりません。任期をまたぐ契約をされるということは明白。その民意を得ているかどうか、議会の中でどうなのかとかいろいろありますけれども、当時においても、議会においては、学校建設においてはしっかりと合意形成を図っておったのは事実でございますので、これはこの段階で継続費として計上なさる。その中には任期をまたぐ契約行為が発生するという事は、全く理解できないということを申し上げておきます。

引き続き委員長、すみません、あと若干なんですけれども。

今回、予算書でいくと8ページになるんですか。繰越明許、結構ざっと出ています。そのあたりは、参考資料でいくと141ページから142、143、144、このあたりは担当としては危機管理室ということで、ほぼこれ、設計業務の本当に繰越しなんですよね。いろいろ時間を要したことからというようなことで、シンプルには書いていただいているんですけれども、要はそれぞれについて何でやねん何でやねんという話もそうなんですけれども、ちょっとこれ、あまりにも繰越しの件数が多い。年度内に消化できてないということで、これ、特に設計なんですけれども、それぞれでお答えいただくということが質問としてあるかどうか分からないですけれども、担当としてこれだけ多くの繰越し、要は年度内に消化できてないと。これ、理由は何なんです。いろいろと施設整備の方向及び解体対象部の設定に時間を要したとか、関係各所の協議等に時間を要したとか。

当然、やっぱり予算として計上されているんですから、そういうことはしっかりと事業進捗としては進めていただかないといけない。そういういろいろな事情によりなかなかできない、年度内で終わらない。それはそれで説明の中身によっては理解するんですけれど

も、全て方向性、関係機関との協議に時間を要し。これ、別に先ほどの何か他社さん、委託業者さんがなかなか出してくれませんかと全く別次元。恐らくも庁内の話です、これは。

ということで、それぞれを聞いたとてということなんで、そういったことも含めて、この繰越しを今回多数行っていることについての分かりやすい説明をしていただきたいと思います。

1. 副市長 危機管理監（山添 学） お答えいたします。

今回、私ども危機管理室で整備する防災拠点ですが、全て有利な事業債である緊急防災・減災事業債や緊急自然災害対策事業債を活用して行っていますことから、多くの業務をまず令和7年度中に起こさなければその活用ができなかったこと。委員ご指摘の繰越し、私どもも大阪府であったり庁内での調整、本当にちょっと時間がかかってしまって全て遅れてしまっているところは申し訳ないとは重々分かっているんですが、まず有利な事業債を活用するに当たって、令和7年度に集中して事業を開始しなければならなかったことによる遅れが生じているところはあるんですが、事業的にはスケジュールどおり、令和8年度中にはほとんどの事業も完了する予定でございますので、事業が多いというところもあるんですが、そのように多く繰越しが出ているところをご理解いただきたいと考えてございます。

今回の事業債を活用するに当たって、やはり土地開発公社の公社所有地を積極的に活用して財政の健全化も図ってまいるといところは、防災指針の目的でも委員の皆様には説明したところでございますので、まずこの事業債が延長すればもう少し、委員おっしゃっているように、スケジュールをしっかりとゆっくりめに組めるところはあるんですが、まずこの7年度におきましては、そういう理由から、多くのところを繰り越してしまったといところはご理解いただきたいと考えてございます。

1. 市長（山本 景） 総務省様には確認はしますけれども、緊防債、緊自債ともに契約行為はしていないと、少なくとも年限が令和7年度、今年度までということになっていますので、そちらの事業の対象にならないということがありますので、契約は進めざるを得なかったといところがまずあります。

また、今回で言ったらば、みらい小の跡地であったり一中の跡地活用に関しましては、施設一体型小中一貫校の建設がありましたけれども、残念ながら、跡地活用に関しましての検討をその時点において行っておりませんでしたので、改めて住民の方からもいろんなご意見を踏まえながら進めないといけないという非常に多い作業がありましたので、また時間が要しているところでもあります。

寺作業所におきましても、過去に5億円で予算を設定はしたものの、非常に高騰しまして事業として頓挫をして、私が引き継ぎまして、また改めて事業は精査はいたしましたけれども、約5億円にも上ることが判明いたしましたので、防災公園という方向にかじを切り直して、ついこの間の議会におきまして、設計に関わるところの予算を認めてもらったばかりなので、予算に関しまして当然年度の途中の設計でございますので、繰り越さざるを得ないという事情があります。

私市山手2丁目の土地に関しましては、先ほど松村委員からもちょっとご意見、賜りましたけれども、土砂災害の警戒に関わる地域でございますので、そこら辺の土砂災害対策のところを併せてやる必要があるので、設計に時間を要しているところでございます。

それらにつきましては、様々背景が異なるところがありますけれども、過去の件であったり起債の関係であったり、それなりの相当な理由があつての繰越しとなっておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） いろいろご説明をいただきました。

ただ、そうしていくと、期限がある云々という中で、それを間に合わせなくちゃならない、そういった事情は理解するものの、果たして私としては、今回、これについてはできてないものをどうするんだという話なんですけれども、やはり年度内でしっかりとやるというのが原則。そのために、じゃ、庁内の関係調整とか、あるいは方向性を整理するとか、今の部署の体制で果たしてその業務量をこなせるのか。これは担当者に聞いても仕方のない話なんですけれども、そういったことも含めて、極めて見ている限りでは、この進め方で人材の配置の仕方、あるいはそれはひょっとしたらオーバーワークなのかということ、そこは疑問を持たざるを得ませんので、そこはしっかりと指摘しておきたいと思います。急ぐ理由があるとは言え、ならばそのための体制をしっかりと整えていたいのではないのかというように私は見ております。

続きまして、参考資料の145ページ、これは明確なんです、入札不調であったということで。ただし、また同額ですかね、これ。現状の予算と同額での繰越しということなんだろうが、入札不調になった理由。これ、同額とすれば、それで入札できるんですかということの確認をさせていただきたいと思います。

1. スポーツ青少年課長（佐伯尚之） お答えいたします。

今回、この設計につきましては、7月に入札のほうを実施しました。その際、不調ということで、各業者さんのほうに様々な理由をヒアリングさせてもらったところがございます。そこにおきましては、期間であったり金額というよりはそのタイミング、設備設計のほう、できる業者が7月以降秋口にかけて、できる業者というのがなかなか見当たらなかったというところで理由を聞いておりますので、金額につきましてはそのままの繰越しとさせていただいております。

以上です。

1. 委員（黒田 実） それでは、引き続きで、参考資料でいくと149ページ以降、学校の施設改修云々についていろいろと参考資料がありまして、それぞれについて内訳というか、これ、総額で示していただいたんで、どこの学校の話なのということで、追加資料としては70ページということで提出いただきました。

これで大体どの学校にどのような予算をかけるのかということを確認させていただきましたんで、これについて特に何か大きな疑義があるということではございません。

続きまして、追加資料では71ページ、参考資料では155ページ、倉治小学校、これについて、今回は設計なんですけれども、プール改修です。改修の概算費用、大体どの程度と見立てておられますかをお聞かせいただきたいと思います。

1. まなび舎整備課長（草野将明） お答えいたします。

倉治小学校のプールなんですけれども、今回、プールの大水槽と小さいほうの水槽の工事及びプールサイドの改修を考えてございます。

過去に同規模の工事はやっておるんですけれども、やはりちょっと労務単価や物価の単価の違いがあります。ちょっとまだ一概には金額というのは言えないんですけれども、例

えば一つ、25mのプールの水槽を改修するに当たりましては、今年度、妙見坂小学校、同じ規模でやっておりますので、そちらのほうでは約1千100万程度、水槽だけでかかるという見込みはしております。あとプラス小プールのほうの水槽、プールサイドもまた3年前、令和4年度でやっておりますので、1校当たり、そのときは500万程度かかっておるんですけれども、プールサイドのシートに関しましては、めくってみてちょっと老朽化具合というのがありますので、概算に関しましては全体的なところではまだつかみ切れてないというのが現段階の状況でございます。

1. 委員長（岡田伴昌） 黒田委員の質問の途中ですが、間もなく正午となりますので、ただいまから午後1時まで休憩とします。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

1. 委員長（岡田伴昌） それでは、再開します。

引き続き、議案第97号についての質疑をお受けします。質疑は黒田委員、途中でしたけれども。

1. 委員（黒田 実） それでは、引き続きですけれども、先ほど倉治小学校、過去において類似のどうか、妙見坂小学校の当時の費用等々ということの説明いただいたんですが、結局まだちょっと概算としてはもうトータルでは示せないということなんですけれども、規模としてどれぐらいの規模、過去において妙見坂小学校は1千万とか、そういう数字も語っていただいています、大体それが2千万なのか3千万なのか、その規模についてお答えできればちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

1. まなび舎整備課長（草野将明） お答えいたします。

ちょっとまだ設計段階で金額が左右ぶれることが考えられることから、今の時点では金額は差し控えさせていただきたいと思います。

1. 委員（黒田 実） それでは、参考資料で156ページ、空調更新の支援業務を、これは債務負担として今回上げていただいています。追加としては72ページでその内容を示していただいています。こういった内容をしっかりと委託して整理していきたいというその趣旨は理解しました。要はこれ9年、10年で一斉更新を行うと、こういうことなんですけれども、これもこれから支援業務の中身で明らかになるということなんですけれども、おおむねどれぐらいの規模の更新工事になる見立てなのか、お聞かせいただきたいと思います。

1. まなび舎整備課長（草野将明） お答えいたします。

こちらのほうも、まだこれからちょっと概算をつかんでいく形にはなるんですけれども、1校当たりでいいますと1億円はもう軽く超えてくるような額になってきますので、全体学校がみらい学園を除きますと11校ありますので10億円は軽く超えてくる事業ということになってまいります。

1. 委員（黒田 実） これ学校も20か年の管理計画ということで、そこは財政規模として見込んであるんだと思うんですけれども、その範囲で結構、今1校当たり億は超えるだろうということなんですけれども、どの程度の費用負担を見込んでおられるか、計画として20か年で含まれていると思うんですが。

1. 委員長（岡田伴昌） お答えできますか。昔と違って山ほど資料持ってきていないですもんね。

1. まなび舎整備課長（草野将明） お答えいたします。

さきで示しています20か年改修計画の中で金額そのものはお示していないんですけれども、あくまで概算なんですけれども今16億円を見込んでおるといふところになります。

1. 委員（黒田 実） 念のために。これ示していないけれども今数字をいただいているんですが、これはもう将来の財政計画にも算入されているという理解でよろしいんですか。

1. 財務課長（厚主敏治） お答えします。

財政見通しで令和8年度以降、おおむね1年間に学校改修として7億円から8億円程度の数字を引き続き改修を計画的に行うという旨で見込んだ上で算定をしております。

1. 委員（黒田 実） 見込んでいるんですけれども、それはもうこういった空調の先ほど担当のほうはおおむね16億というような数字を出していますけれども、そういったことも踏まえての7億、8億というような理解でよろしいですか。

1. 財務課長（厚主敏治） そのとおりでございます。いろんな計画的な改修、総額含めまして1年間におおむね何億かが、8億ぐらいを14年度程度まで続けて積み上げて算定したものでございます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） それでは、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。いいですか。

1. 委員（黒田 実） 令和7年度交野市一般会計補正予算（第4号）については、やっぱり賛同しかねます。主な大きな理由といたしましては、庁舎の耐震化、これをもう継続費で計上してきていますが、このあたりはまだ疑義のあるところであり、これまで道路の拡幅でありますとか、防災指令センター設置等も全く説明がなされていない中で、もうこの時期に継続費として将来の予算を計上されているということについてはやはり理解ができないと。その他ほかにもいろいろと疑義のあるところがございますが、大きな理由としてはその耐震化に係る予算については賛同しかねるといふことで反対をいたします。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに討論はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） それでは、これをもって討論を終結します。

これより議案第97号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

1. 委員長（岡田伴昌） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（岡田伴昌） それでは次に、議案第106号 令和7年度交野市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 参考資料の26ページですが、水道事業への繰出金ということで水道基本料金の減免を行うということで、これは市民、事業者に広く行き渡る支援策だというふうに思っております。確認しておきたいのは、水道料金の値上げの議論の中で、料金回収率が100%を超えていないと国の基幹管路の更新の補助金等を受けられないというような話があったり、水道の料金収入自体としては減ることで国の補助金等で不利になることがないのかというところで確認させてください。

1. 財務課長（厚主敏治） お答えいたします。

水道事業担当のほうから国土交通省等のほうに確認させていただいて、こういう形での減免に対する繰出し等はその影響にはならないということで確認できております。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

あと、参考資料の21ページの下のほうに、国の補正予算案に地方自治体の人件費増加等への対応を踏まえた地方交付税の増額が含まれているというふうにあるんですけども、この人件費増加に対する地方交付税って交野市でどれぐらい見込まれるのかというのが今の時点で分かっていたら教えてください。

1. 財務課長（厚主敏治） お答えいたします。

現時点でまだ算定の根拠が出ておりませんので正確な数字をお答えできないんですけども、国の補正予算の中に1.3兆円の地方交付税の増額が見込まれています。これを国の予算総額から勘案しますと、給与関係も含めて総額で3億円程度は追加で交付されるのではないかなというところを今のところ見込んでいるところでございます。

1. 委員長（岡田伴昌） 皿海委員、いいですか。分かりました。ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（黒田 実） それでは、これ参考資料では25ページ、これ給食費無償化支給分、26ページでは水道事業会計、水道料金を抑えるということ。これ確認ですけども、これらは全て国の経済対策を活用した予算という理解でよろしいのでしょうか。というのは、今回また新たに国の経済対策でまた追加予算を計上してくるというような話を聞いておりますので。ということになりますと、これももう五月雨式にどンドンと、これはこれでこれはこれでという提案の在り方、これがちょっともう本当にややこしいので、まず聞きたいのは、これも国の経済対策を活用した補正予算という理解でよろしいですか。

1. 企画財政部次長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

26ページ、参考資料の下段に米印でも記載させてもらっておりますけれども、現時点で予算措置させていただいている分につきましては、現在の交野市の一般会計予算地方交付税の範囲で予算措置させてもらっております。今後、重点支援地方交付金が決定しましたら、そこも含めて財源のところにつきましては精査を進めたいと思っております。今回の国からの重点支援地方交付金につきましては、なるべく早く経済対策を国民のほうに広く支援に回せというような形で急ぎ予算化するような形で指示のほうが出ております。そこら辺の動きも含めて、今回できる限り速やかにということで経済対策のほうの趣旨を踏まえて本市の物価高騰対策を提案させていただいたところでございます。

1. 委員（黒田 実） 今回は交付税の範囲でということで、結局は財源は重点支援地方交付金、そういった国の支援を想定してのこれも補正予算と実質はそういうことになります。さらに追加で提案をされるということなんですけれども、そうするとこれ今の段階で国の支援をトータルどれにどれだけ使っていくかということは今の時点で分かんない。一方では、別に

おこめ券がどうかとかいう議論もありますけれども、そういった物価高騰対策、それを他市ではいろいろと地域の振興券、あるいは現金にするとか、いろんな活用しているということなので、ちょっとこれいずれにしてもこの予算の組み方としては取りあえずは地方交付税で今組んでますねんということですのでけれども、実質的にはもう国の支援のお金で、要するに国の財源でやるということなんですよね。だから、トータルでそれを示していただかないと、ちょっとこれ断片的なこの予算審議とかできないなというふうに率直に思うのですが。

1. 委員長（岡田伴昌） これ今の意見で、質問ではなく。

1. 委員（黒田 実） 質問です。思うんですが、要は早急に国としても各地方自治体で対応されたしというのは分かりますけれども、トータルでどのような配分で本市としてはその国の財源を有効に活用していくのかというのが見えない。なので、これはちょっと追加予算も含めて併せての審議ということでないといはなかなか今の段階でこれ結論、判断ができないと思いますので、こういった予算の提案の在り方も含めてのお考えをお聞かせください。

1. 市長（山本 景） 現状、国においては予算の総額2兆円からすると本市が受け取るべきお金といたしましては5億円程度を想定している段階で、閣議決定はされていますけれども予算が成立したとかそういった状況でない。にもかかわらず、国からは速やかに予算化を求められているところでございます。本市といたしましては、5億円のうち1億円が特別加算ということで食品に関わることを求められていることから、全体といたしましては給食の無償化に関わることに一旦充てたという形で利用いたしますとともに、やはり経費率等を総合的に勘案をいたしますと上下水道基本料金の無償化が減免に今一番いいのではないかなというふうには考えているところでございます。しかし、予算の提案に際しましては、今回の上下水道に関しまして2月、3月の検針分に当たりまして、一方でそれ以降の4月、5月検針分ともなっていくと実はこれ来年度予算になってしまいますので、なかなかこういったところで提案ができないところでございます。

しかしながら、本市といたしましては、当然来年度予算のところでもそういったものに関しましては提案はする予定ではございますけれども、また改めて議会の皆様にはお示しはいたす予定ではございますけれども、一般質問におきまして日本共産党様からの質問に対しまして答弁をいたしましており、給食無償化のところはやはり受益が限定的であることを考えますと市のお金といたしまして少なくとも1億円は充当、これは別に国からもらったお金じゃなくて市として1億円を充当することによりまして、実質的には国からもらった5億円の部分につきましては上下水道の基本料金の減免にて市民の皆様にお配りすることを今進めているところであり、それをやった場合の上下水道の基本料金の減免の期間といたしましては今回の2か月プラス6か月になることを想定をしておりますのでよろしく願いをいたします。

1. 委員（黒田 実） では、小学校給食無償化は、これは国の支援を充てずにもう本市の財源として充てるというような考え方なんですか。

1. 企画財政部次長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

先ほど、市長のほうの答弁からもございましたとおり、現時点で私どものほうに国から示されている重点支援交付金のルールの中で1億円相当と見込んでいる金額については食料品支援、これは給食費の無償化も含めたのに使っても構わないというルールにはなっ

いるんですが、そこに充てないといけないというような縛りがございます。先ほど、市長が申し上げましたのは、この1億円は我々の交付金の申請のルール上は給食費の無償化に充てて申請はします。ですので、国のルールには基づいてやります。その代わりに、そこに充てる1億円相当分は一般財源として上下水道無償化に1億円相当分を上積みする形で国から頂く5億円相当額を全て上下水道の基本料金免除に使っていきたいと、そのような趣旨で市長のほうに申し出ておまして、結果的に1億円相当分は本市のほうからの持ち出しというような形になるのかなと想定しております。

1. 委員（黒田 実） すみません。ちょっとあれなんです。もう端的に、今後それがトータルで、今見えているのが1億円云々という話は聞きました。ただ今後トータルどうなんのかというのはこれからの予算のあれなのか、あるいは閣議決定なのかともかく。私が確認したいのは、じゃこの給食無償化を、それは国の費用を財源として充てるのか充てないのか。食料関係にという経済対策としてそういう趣旨だというのは理解はしますが、要は国の支援の配分、それは当然給食の無償化も一つの案かもしれません、案でしょう。けれども、より広く市民の皆様方ということであればほかにもやり方があるだろうと。水道料金あるいは下水道料金、これはもう全市民的な話だということですので納得がいきます。給食無償化があかんとかいうことではないですよ。ただ、今の説明から聞いて、とにかくこれはもう本市の持ち出しとしてもやると。特に国からの支援については、これもっと全市民的にしっかりと暮らしを支えるような、その方向で考えているのかどうかということなんです。

1. 市長（山本 景） 議員におかれましては、過去のビラの配布を見ている限り切り取られて、一部分を切り抜いて全体であるかのように配られる傾向があるので切り抜きにならないように、ちゃんと全体をお伝えさせてもらいますけれども、市といたしましては約1億円程度の一般財源等を確保いたしまして、国からもらえる交付金合計を足し算をいたしまして、給食の無償化でございましたり、もしくは上下水道の基本料金の減免に充てたいというふうには考えているところでございます。しかしながら、一方で、国への交付金には使途に関しまして明示をしないとけないんで、申請上におきましては主に5年生の令和7年度の給食の無償化及び物価高騰に関しましては本年度約4千600万、そして今回の小学校1年生から4年生の1月から3月に係る給食の無償化のこの3点をセットといたしまして、約1億円程度はかかりますので、それらを重点支援の地方交付金に充てるとともに、約4億円の上下水道の基本料金の減免のところを充てるという申請にはなりますが、事実上といたしましては5億円の国からのお金と市の1億円のお金をミックスをいたしまして市民の皆様予算全体として使っていくということとなりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（黒田 実） 考え方なんですけれども、それはもうとにかく追加で出される予算書、あるいは今後もどのような予算組みをするのかというのはちょっと、今口頭では説明聞いたんですけれども、要は国から5億、市からは1億、トータル6億でやると。これは分かりました。けれども、その内訳はやっぱりこの段階では見えてこないんで、これすみません、委員長、もう質疑云々じゃないんですけれども、ちょっとこれを含む予算なんで、これまた次に追加提案で経済対策云々の分も含めてということを見ると、ちょっとこれだけ単品で、これだけ先行してっていうのはちょっと審議がなかなか私は困難だというふう

に思っておりまして、追加提案も含めてしっかりとその辺は国の5億をどうするのか、本市の持ち出し1億も含めてどうするのかということで審議をする、検討する機会が望ましいのではないかと思います。

1. 委員長（岡田伴昌） 黒田委員、それは質疑。
1. 委員（黒田 実） じゃないです。意見です。と思うので、これはもう各委員さんのお考えもあろうかと思います。これも市に対する質疑じゃないですよ。議会としてどのようにしてこれを審議していくかということは、これはこれでもう先行してやるんだと。当然、今回の補正には職員の大切な給与に関することも入っています。それも理解しての上なんですけれども、いずれにしてもこういう断片的に示されてもなかなかトータルとしてどのように経済対策を本市の中でしていくのかというところが今の段階ではちょっと見えないので、この取扱いについてちょっと委員会としてどうしたものかということをご提案したいんですけれども。
1. 委員長（岡田伴昌） 今黒田委員、ありがとうございます。いただいた意見というのですけれども、先ほどから質疑で理事者の方が答えられているところで、一定委員会として把握はできているのではないかなという受け取りをさせていただいています、正直今のところでは。この件については、ほかの委員さんでご意見とかありましたら挙手をお願いします。別にないですか。三浦委員、いいですか。
1. 委員（三浦美代子） ちょっと趣旨が違うかも分からないんですけれども、今の理事者の説明で十分に分かりましたことと、経済対策、至急に手を打っていただきたいというのが根本的にありますので、今回の審議で十分理解いたしました。
1. 委員長（岡田伴昌） ありがとうございます。一定、今回の106号について説明資料としてはついていなかったものの黒田委員の質疑によってまた新たなところで理解をしているというのが他の委員さんの感想になるのかなというところです。
ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)
1. 委員長（岡田伴昌） それでは、これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。討論よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。
これより議案第106号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席ただいて結構です。
(理事者交代)
1. 委員長（岡田伴昌） 次に、議案第88号 交野市教育センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

1. 委員（皿海ふみ） まず、教育センターの移転先である旧交野みらい小学校ですけれども、結局このみらい小学校の位置づけというのは教育施設なのか防災拠点なのかというあたりはどのような整理になっているのか、お聞かせください。

1. 企画財政部次長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

みらい小学校につきましては、防災関係施設という形になるかと思いますが、現実の管理主体としましては教育委員会の執務室が入ることになりますので、教育委員会のほうで管理のほうを当面していただくような形になってくるかと思いますが。最終的なみらい小学校の機能というか、役割といいますか、こちらにつきましては並行して我々総合管理計画、再配置計画のほうの見直し議論の中で整理いたしまして、設置条例等を最終的には出す形でしっかりと位置づけをしていくような形になってくるのかなと想定しております。

1. 委員（皿海ふみ） 今回の段階で、学校でもなく何の建物なのかという位置づけが曖昧で、防災拠点の中にこの教育委員会の事務局が入っていくのかとか、本当に何か整理がついていない状態なのかなと思いますので、至急整理していただきたいと思います。

それと、用途地域の関係で、教育センターのほうも相談に来られる方があったり、教育委員会の事務局のほうもですけれども、こうした教育センター等の事務所を設置することができるのかというあたりの整理についてお聞かせください。

1. 企画財政部次長（松浦新太郎） その点に関しましては、今回の一時的な教育委員会の使用ということで、大阪府の関係部署とともに仮使用申請という形の許可申請の手続きを今踏んでいるところでございますので、その法的な面についてはクリアすると考えております。

1. 委員（皿海ふみ） 一時的ということで、その一時的な使用が終わった後のまた教育センターが別の場所に移転して配置をされるというところの移転場所の考え方について改めてお聞かせください。

1. 企画財政部次長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

令和8年度、9年度の2か年かけまして総合管理計画、再配置計画、こちらの改定を進めてまいりたいと考えております。その中でトータルの行政の持っている施設並びにそれにひもづくような形での執務室の在り方も併せて整理して皆様のほうにご提示させていただければと考えております。

1. 委員（皿海ふみ） これまでも申し上げていることではありますが、本来であればこの移転した一時的な使用の後の配置先まで市として検討、計画に乗せた上で移転をするべきだということ強く指摘しておきたいと思います。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長（岡田伴昌） 次に、議案第86号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） まず、参考資料の26ページのところで、今回の条例改正の健康福祉部と子ども家庭部に再編するという点については特に異論はないんですけども、規則改正のほうの子ども家庭室を児童家庭相談課と母子保健課に分けるというところが気になっております。もともとこの子ども家庭室は、令和6年にこの児童相談のところと母子保健のところを一体的にするというところで子ども家庭室の立ち上げがなされたと思うんですけども、その令和6年と一緒に子ども家庭室を立ち上げた理由とか目的について改めてお聞かせください。

1. 秘書政策課長（奥田朋史） 当時、児童福祉法の改正によりまして全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対しまして、母子保健と児童福祉の2つのその両機能につきまして一体的に相談支援を行う子ども家庭センターというその位置づけで子ども家庭室を設置したところでございます。

1. 委員（皿海ふみ） 児童福祉法の改正の趣旨で児童相談の虐待であったりとか、あと母子の健康のところと一緒に支援する中で支援がしやすくなって一体的に取り組んでいけるということが進められたかと思うんですけども、それをせっかく立ち上げた子ども家庭室を2年でまたこの2つの課に分けてしまう理由についてお聞かせください。

1. 企画財政部次長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

今回、私どものほうで考えておりますのは、せっかく設置した子ども家庭室をばらばらにしてしまうとかそういった趣旨のことは考えておりませんので、むしろ室の機能を部全体でというようなイメージで子ども家庭部というような形で位置づけさせてもらっております。現状の子ども家庭室においても、課長2名体制で母子保健の部分とそれから児童家庭相談の部分というのを、実質的にはもう2課体制で業務を進めているような状況でございまして、新しい部では子育て支援課であるとか子ども園課であるとか、そういったその他の課も含めた形で子ども家庭部として機能的に全く問題なく推進していけるものだと認識しております。

1. 委員（皿海ふみ） 請求した資料のほうで、4ページの経費の面から出していたところ、8年度の見込みで執務室移動とかも行うということも書いているんですけども、その2つの課は、部屋としては、執務室としては分かれず今の一体のままということではないでしょうか。

1. 企画財政部次長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

今私どものほうで考えている案としましては、場所についてはそのまま現在の場所で2課で業務を進めていきたいと考えております。

1. 委員（皿海ふみ） 課が分かれても、せっかく連携進んできたところだと思いますので、一体的に取り組めるようにしていただいて、この課の名前も児童家庭相談課とかいうと結構訪問と

かされたご家庭も構えてしまうというか、こども家庭室って結構柔らかい名前で親しみやすいとかいうところもありましたので、そのあたりもう少し改善できる余地がありましたら検討いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

1. 市長（山本 景） 　　るるご質問くださっておりますが、経緯に関しまして私もかなり関わっているところなのでちょっとご説明を申し上げますと、そもそもこども家庭庁様におきましてできるというのありまして、今回で言うこども家庭センターとかというものを各市町村で設置できないかみたいなそういった話があって、何らか施設整備をしたら補助金を出すという話があって、そこがもともとの議論の出発点でございました。議論をするときに、そういうセンターてあんまり補助金立てられないし、――調整区域なんて建物を建てようとしてももう困難という状況があり、もうそれは断念したんですが、やはり市としても一定取り組んだというところはしっかりと示さないといけないということで、健やか部の中にこども家庭室というのを設けたというのがそもそもの経緯でございます。

そして、今般じゃ何があったのかって言ったら、こども家庭室、やはり子育てに市として重点的に取り組んでいるところを全面的に示したいというところがあることから、こども家庭という言葉をやはり部にまで格上げしたほうがよりよいということで、今回、部に格上げをしたというところでございます。ただ一方で健康増進課とか、あまりちょっとこの必ずしも子供ではないというところに関しましては福祉部のほうに所管替えをするというところに至ったところでございます。その中で、じゃこども家庭部でこども家庭室とやるのがいいのかどうかという議論もあつたんですけども、本市全体で見ますと室ってそもそも何と。危機管理室とか、あともしくは財産管理室とか、でもそこは室ですけども部長級がいると。一方で、税務室とか、こちらのこども家庭室だったら次長級でやっていて、そもそも室って何か。もう逆に名称の混同を招くんじゃないかなという懸念がありましたので、今回まずは全庁的に室のうち次長級が担っているところに関しましては、より実態に近いような形でもう課に統一したほうがいいのではないかなというふうになりまして、今回は税務室のところとこども家庭室の室のところについてはやはり名称としては室はなくしたほうがいいという判断になりました。

なお、部に関わるのところに関しましては、水道局と言っていたところに関しましては今後上下水道部になるので、市の全体の組織としては部があってその下に課があるというより分かりやすいところには徐々になっていくので、今後改めて危機管理室と財産管理室の残った2つの室をどうするのかという議論はすることにはなると思っておりますが、まず来年度に関しましては今回のこども家庭室のところの室をなくして課に位置づけすることによりまして、より分かりやすい全体の組織体制に変えていきたいという意図がありますので、その点をご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員（皿海ふみ） 　　ありがとうございます。

その室の取扱いを併せていくというか、整理していくというところは、ちょっと私自身はもうひとつ理解できていないところもあるんですけども、機構改革してからもう2年でまた変わってしまうというようなことが多々ありますとやっぱり一貫性がなくなってしまうので、特に機能の面で現場が一番やりやすいふうにというところもよく聞いていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

1. 委員長（岡田伴昌） 　　ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) 討論なしと認めます。
これより議案第86号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(岡田伴昌) ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席ただいで結構です。
(理事者交代)

1. 委員長(岡田伴昌) 次に、議案第87号 交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。いいですか。よろしいですか。
(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) 討論なしと認めます。
これより議案第87号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(岡田伴昌) ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席ただいで結構です。
(理事者交代)

1. 委員長(岡田伴昌) 次に、議案第95号 工事請負変更契約の締結について(市民創造の森急傾斜地対策工事)を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員(皿海ふみ) 今回のこの増額の変更というのは、主に残土の量が当初の設計より増えたことなどによるということの説明なんですけれども、請求した資料の28ページの特記仕様書の何か残土の搬入先というところで、残土の取扱いについては切土、設計土量に増減が生じた場合及び搬出土砂等が想定している土質と相違する場合を除き設計変更はしないというふうに書かれておりますので、逆に言うと土の量に増減があれば設計変更するという内容になっていることは確認できました。

請求した資料の6ページの表なんですけれども、6ページで残土の処分量につきまして、当初の設計では全現堂池以外のところで残土の受入れのところ5千990㎡で設計をしていたものが土の量が増えて変更で8千250になったというような表があるんですけれども、もともとの当初設計の5千990㎡というのはそのプロポーザルのときの募集要項の中で明確にこの数字で示されているものなのかというところを確認させてください。

1. 財産管理室長代理（久保田剛司） お答えさせていただきます。

プロポーザル、事業者を募集させていただくときに、これら工事請負費として出させていただいていますので、明確にこの設計数量のほうは明記をさせていただいた金抜き設計書、また図面等も併せて提出させていただいているところがございます。

1. 委員（皿海ふみ） 請求資料の11ページの実施要項の中に資料の一覧としていろいろ書いていますけれども、その中の今金抜き設計書というふうに言われたと思うので、ちょっと今回の資料には入っていませんけれども、そこのところにこの数字が入っているということではないのかと、またこれ自体はプロポーザルのときにホームページで公表されていた資料なのかというところを併せてお聞かせください。

1. 財産管理室長代理（久保田剛司） 議員がお話しいただきましたとおり、今回その設計書、金抜き設計書の中に数字は入れさせていただいてございます。また、この配付資料、書類の中には全てここに記載させていただいております図面、資料等は一式提示をさせていただいているところがございます。

1. 委員（皿海ふみ） プロポーザルのときに公表されていた資料の設計書の中にこの当初の見込みの数字が入っていたということであれば、その土の量が増えたということでそれに応じて増額変更するというのも仕様書どおりのやむを得ない対応であるかなというふうに理解いたしました。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（岡田智里） 変更、追加内容の③番、地元及び警察協議による交通誘導員の増員（133人）とありますが、どのような協議があったのか教えていただけますでしょうか。

1. 財産管理室長代理（久保田剛司） この増員133名というところがございますが、今回、工事、土の運搬がかなりの頻度として増えてきたところがございます。それら当然通学路を横断する、また工事の車両台数が多いときということでポイント的な追加であったり、人的な追加であったりとかいうふうな形でさせていただいたところがございます。また、地元説明会等の中でもそのような要求もありましたので、拠点の追加等もさせていただいたところがございます。

1. 委員（岡田智里） そしたら、交通誘導員を133人増員するとのことですが、具体的な配置場所がもし分かるようでしたら教えていただけますでしょうか。

1. 財産管理室長代理（久保田剛司） 配置場所でございますが、当然その土砂を搬出する所、また今回全現堂池のほうに運ばせていただいていますので入り口の所にちょうど交差点、信号等もでございます。歩行者、通行者等を止めるというふうな形もでございますので、搬出場所、また全現堂池の搬入場所と横断歩道のある所が途中、信号のある所は配置をしてございませんが、その間に適切に配置をさせていただいたところがございます。

1. 委員（岡田智里） この133人の考え方について教えていただいてもよろしいでしょうか。

1. 財産管理室長代理（久保田剛司） 133名増えたというふうなところがございますが、これは工

事期間中の延べ人数で増やしたところでございます。

1. 委員（岡田智里） 次に、④のその他、現地精査及び軽微な変更による増とありますが、この詳細を教えてくださいませんか。

1. 財産管理室長代理（久保田剛司） 軽微な変更も含めてございますので、例えばフェンスの延長が延びたもの、調整池へ排水路の一部距離の変更または構造の変更等が現地を工事していく中で新たな問題が出てきたところ、また追加で安全対策としてやるのが好ましいところという部分が出てきたものの積み上げがこのような形の変更となりました。また、増額だけではなく部分的に減額のものも含めまして、結果として一部増額となったということでございます。

1. 委員（岡田智里） 私も以前この工事に係る安全対策について質問をさせていただきましたが、引き続き安全対策にもしっかり取り組んでいただき、また地域住民のほうにもしっかりとご説明をよろしくお願いいたします。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（黒田 実） 確認をさせていただきます。いろいろな資料を提出いただきましてありがとうございました。

それで、そもそもなんですけれども、これ今一般論でいくとこのプロポーザル方式という場合、これで結果的に何か金額の増額になるというのはあまり、なくはないですよ、なくはないんですけれども、いわゆるプロポーザル方式というのは結構当然予定価格なりそういったものは一定示しておるけれども、通常はどちらかというともう機能発注というか、そういったものに対してよりいろんな提案をしていただいて最終どれぐらいでできるんだということになるので、プロポーザル方式で増額になるというようことはあまりちょっとなじみがないといえますか。

なので、まず今回のこのプロポーザル方式というふうに要項も書いていますけれども、これ例えばまず入り口の部分で、結局もう2者で、入り口の部分では取りあえず参加は1者でやってくれと、ただしJVあるいはJV等みたいな話になっているんで複数企業も可だというんですけれども、まずこのプロポーザルの考え方自体をちょっと確認させていただきたいんですけれども、要するに参加も1者で最終的に選定も1者なんです。選定も1者と書いています。選定も。最終的に、これやっぱり契約が2本になったという不思議な立てつけなんです。

ちょっとまずこのプロポーザルの概要、結局最終的にはこれもう別々の工事として2本で契約をまいているという、この制度について分かりやすく説明ください。

1. 財産管理室長代理（久保田剛司） 本プロポーザル事業にて事業者を決定させていただき、またそれら契約の内容につきましては昨年3月議会で皆様にご承認いただき、本契約にさせていただいたところでございます。また、そのときにプロポーザルの内容、趣旨等もご説明させていただいたと思いますが、今回このような形のまたご質問をいただいたというふうなところなので、改めて簡単に説明をさせていただきますと、このプロポーザル事業のほうには所有者の異なる土地が2つ、交野市、星田財産区、この2つの土地の売買がまず1つございます。また、あわせまして、本来趣旨でございます急傾斜地の対策工事、これは工事発注者交野市が工事請負業者との契約というふうなところでございます。これら事業の内容につきましては、従前からご説明させていただいておりますので省略はさせていた

ですが、これらの事業また土地の売買につきましても全てが密接に関係しておるといふうなところでございまして、また土地の処分地につきましても住宅地というふうなことで限定して処分を条件等もつけましてさせていただいたところでございます。

それら土地の売却だけでなく新たにできる住宅地については周辺への環境配慮も含めてきちんとするというふうなことで全て密接して関わるというふうなところですので、土地の処分費だけでいけば入札だけという簡単な手法は当然ございましたが、今回のこの全体事業として組み立てるに当たりましてプロポーザル方式を取らせていただくことによって金銭的な部分また環境的な部分ということで大きく貢献できて、この事業としては取り組めたのかなと思ってございますので、今回のプロポーザル方式がより適切にいったのかなということで認識をさせていただきます。

1. 委員（黒田 実） 趣旨は説明いただいたんですが、具体的に、今回参加要項の、これ公募の要項の11ページでは複数企業で応募する場合は代表者1者を選定すると、参加資格のところ、これは入り口の部分ですよね。16ページを見ると最後の手続で発注者、要するに発注者市は審査をして、その結果1事業者を受注候補者として選定すると。この段階ではもう1事業者なんです。それが最終の出口を見ると契約が2本に分かれているという、こういう立てつけなんです。ちょっとこれはもう本当分りにくいというのが。当然これ今の答弁で、いや選定のときに説明しましたよということですけども。――
（「ある程度」と呼ぶ者あり）

1. 委員（黒田 実） いえいえ。これが分りにくいというのはもう改めて指摘をしておきます。ここまで要項をじゃ資料で確認したわけではありません。結果的に今回増額で出てきて、先ほど冒頭言いましたように、いわゆるプロポーザルの場合にそういうことはあんまり私は経験したことがありませんので、じゃ今回の増額の中身についてちょっと確認をさせていただきたいんですが、追加資料で6ページ、要はもう残土処分の増額だと。当然それに関わる警備費等々も含めてですけども、じゃこの残土処分の増減ということで、当初残土の受入れ、これをおおむね5千990の設計のところと2千260増しましたと。これは特記仕様書を見れば確かにそういった増減については、要は設計変更すると読み取れます。問題は、この根の混入した残土の受入れ施設ということで書いてあるんですが、これ当初はもうゼロ、だから設計にも反映されていないんだなということで、これについて増額に応じるという理由を説明いただきたいと思います。

1. 財産管理室長代理（久保田剛司） こちらに記載させていただいております1千600㎡のほうにつきましても、上段にあります残土というところと違いまして、山を切り崩しておりますので山の表土部分の残土の処分として受入れ施設、またこの土質的な部分、写真で言いますと真ん中の写真のものが掘り上げた状態になってございますが、土の中に一部細かい根っこが混入しておるといふうなところでございます。こちらのほうにつきましても別で処分をさせていただいたというところでございますが、こちらのほうにつきましてもこの部分で受入れ先というふうなところの承諾、また証明等も出ておるところでございます。

1. 委員（黒田 実） では、この根の取扱い、根株の取扱いなんですけれども、特記仕様書でいくとこれ29ページは再資源化というくくりで伐木、伐木の幹、根、枝葉、これらは再資源化施設ということで、ここで一定処理するというような考え方が示されております。なので、根株についても一定それはもう、根株は基本的に見方によっては廃棄物なんですけど、まず

この写真の一番右の幹であるとか根株、これは再資源化ということでの積算をしていたということですか。

1. 財産管理室長代理（久保田副司） 資料の中にお分かりいただきやすいように大きくこの残土の中に交じったものと、あと根株ということで分離させていただいたもの、写真でご提示をさせていただいてございます。この右のものが今議員おっしゃるように根株等の一部の写真ではございますが、これを代表として掲載をさせていただいているところでございます。

1. 委員（黒田 実） いやいや。すみません。だから、明らかに根株という、それは再資源化の施設ということで書いてあるんやからこれはここで処理するというようなことで設計上もそういう積算を多分しているはずなんで、そうですかと聞いているんです。

1. 財産管理室長代理（久保田副司） そのとおりでございます。

1. 委員（黒田 実） この根の扱いについては、基本的には再資源化するというようなことでそういった積算も設計ではしていたということなんですけど、ただこの根については、これは基本的には廃棄物の位置づけになると。再資源化すればそれは再資源化ということですけども、再資源化しなければこれは産業廃棄物としてどう処理するかということにはなってくるんですけども、これ大阪府のホームページを見る限りでも森林内において発生する根株等、これは基本的にはやっぱり根株は廃棄物として自ら処理するか産業廃棄物処理業の許可業者に委託をすると、こういった掲載がありますので、再資源化の部分についてはこれで一定処理しているんだと思うんですけども、ただしじゃそれで全て根株が処理されているのかということではそうではないと思いますので、今回の場合は根の混入した残土で、これでトータルで増額をしているんですけども、やっぱり根が入っているんじゃないかと。そうすると、この扱いはどうなるんですかというふうになんて疑問に思うので説明をいただきたいと思います。

1. 財産管理室長代理（久保田副司） お答えさせていただきます。

今お問いをいただいているのが真中の写真のことであると思っております。これらの処理処分につきましては、一般的な土木工事でも出てくる範疇のものであり、大きなものは取り除いて産業廃棄物として再資源化施設に入れさせていただいているところでございますが、今回のものにつきましては残土として処分をさせていただいているところでございます。

議員ご質問の中身の部分ですが、こちらのほうにつきましては、この処理物についてはどのような取扱いなのかというふうなことは、本市でいきますと環境部のほうの所管でもあるということで、大阪府のほうの産業廃棄物の担当のところにもご質問も想定をしておりましたので確認をさせていただいてございます。その中で、双方ともに同じ回答でございまして、今回のこの工事自体が土地の造成のための工事、主たる目的として、例えば住宅開発のための工事ではなく土地の造成のために出てきた伐採された樹木等であるというふうなことです。こちらのほうは産業廃棄物には当たらないというふうな形の交野市のほうも大阪府のほうも正式な回答としても今回の工事の内容、また出てきた土等の写真等もお見せをさせていただきながら確認を取らせていただいておりますので、うちの今回の処分、また残土としての処分の受入れ先等につきましても適切にさせていただいたと認識を持っております。

1. 市長（山本 景） この根の混入した残土の考え方なんですけど、基本的にはそこは一般の廃棄物に

関わる場所は主に市町村のほうにて判断はして、当然大阪府様にも相談をして判断はするという事になっており、こちらに関しましてはもう産業廃棄物には当たらないという確認は取っております。同僚議員の方から、もう産業廃棄物に当たる根っこを片押し、もしくは事業者さんが―――処分をしている、これはもう一般廃棄物で処分をしているという事実と異なる通報までされて本市の業務にかなり支障まで生じている非常に重大なことだと思っておるところでございます。さすがにちょっとしっかり状況を大阪府様に伝えるんだったら別に問題ないんですけども、ちょっとそこら辺のやり方もやはり非常に懸念はしているところであり、またこういった廃棄物のところは非常にこのところが繊細でございますので、やはりしっかりとこのところを事実関係を関係各所にご確認されてからご発言をされたほうがいいのかなというふうには思っているところでございます。

1. 委員（黒田 実） ちょっとすみません、市長。同僚議員が通報したって、それ何を根拠におっしゃっているんですか。

（「目撃者」と呼ぶ者あり）

1. 委員（黒田 実） いやいや。通報なのか質問なのか確認なのか。これは議員活動として、これ産業廃棄物になると市長もご存じのとおり一般市は権限ないんですよ。うちの場合は、交野市の場合は大阪府なんですよ。それは正当な議員活動としてやっているわけであって、あたかも産廃という通報をしている、あるいは本市の業務に支障を来していると、今そのような発言をなさいましたが、何を根拠におっしゃっているのかちょっと。

1. 委員長（岡田伴昌） 黒田委員、すみません。ただいまの案件についての質疑をお願いします。

1. 委員（黒田 実） 質疑はしたいんですけども、今市長が答弁したのでそれについて確認を。

1. 委員長（岡田伴昌） 市長におきましても発言には十分ご留意いただいて。その旨の発言よろしくをお願いします。

1. 委員（黒田 実） これはまた別途ちょっと確認をさせていただきます。

それで、先ほど担当のほうからの答弁で、大阪府にも、要するにこの現状は問題ないと、ここに入っている、混入している根、これがいわゆる廃棄物としての一定の対応をしなくちゃならないというものではないと、そのような確認を大阪府のどの部署に取っておられるのか、もう少し明確にお答えいただきたいと思います。

1. 財産管理室長代理（久保田剛司） まず、繰り返しになりますけれども、今回の工事自体が土地造成のということでございますので、この工事自体の中で発生したものについては産業廃棄物に当たらないというところの回答でございます。大阪府のどの部署にといいところでございますが、大阪府の環境農林水産部の循環型社会推進室のほうに確認をさせていただいたところでございます。そちらのほうにお伺いさせていただき、写真等も工事の趣旨、内容等も全てご説明をさせていただいた中で、大阪府のほうから頂いた資料の中にも、その資料の中に土地造成のために伐採されたものはこの産業廃棄物には当たらないと、工事の趣旨によって廃棄物の取扱いも変わってくるというふうな形のご説明を受けたところでございます。

（「市長、もう市長、余計な」と呼ぶ者あり）

1. 委員（黒田 実） ちょっと市長、今の行動、ちょっと。申し訳ない、委員長、これほんまにもう質疑と関係ない。時間取るの申し訳ないんですけども、もう目の前で明らかにこれ何をなさっているんですか、市長。

1. 委員長（岡田伴昌） 挑発するような行為はやめていただきたい。
1. 委員（黒田 実） ちょっと嚴重に注意していただきたい。本当に真剣にこちらは適正に処理をされているのかということを確認をしたい。すべきだと思っているんです。そうすると。
1. 委員長（岡田伴昌） お示しいただいた資料も我々は手元にはありませんよね。それを今示されてもこちらとしても受け取りが困りますので。よろしくをお願いします。
（「え、今何を示した」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（岡田伴昌） いや、その資料ありますとお答えになって今示してきたやつなんですけれども。
1. 委員（黒田 実） それで当初、設計はもうゼロなんです。当然想定ができるとかできへんとかいろいろあると思うんですけれども、このあたり設計で要するに見込んでいなかったということなんです。これについての説明もお願いいたします。
1. 財産管理室長代理（久保田副司） ご説明させていただきます。
この表土部分につきましては、實際上、設計段階では樹木等の伐採はまだしていない状態でございます。表土、ボーリング調査等はしてございますが、非常に浅い層の部分につきまして、今回この写真をご覧いただいてもお分かりいただけるかと思うんですけれども、ほとんどが竹の根っこ、細い固い根っことなっております。それらの性質の中身は山を切り崩しながら、また伐採してからでないとならない部分もでございます。ただ、議員ご指摘のように、もともと見込んでいなかったのかって言いますと、この数量の中でも当初はゼロというふうな形で書かせていただいておりますので、その表土部分だけ切り分けて見込んではいなかったというふうなことにはございますが、全体の土量処分の中には一定は含めて見ていたところがございます。ただ表土部分、このような形の根っこ交じり残土がこれだけ出てきたところというのは見込めなかった、分からなかった、工事をする過程でしか分からない部分であったというふうなところでございます。
1. 委員長（岡田伴昌） 黒田委員、いいですか、よろしいですか。
ほかに質疑はございませんか。
（発言する者あり）
1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（発言する者なし）
1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。
1. 委員長（岡田伴昌） これより議案第95号を採決します。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第96号 工事請負変更契約の締結について（総合体育施設メインアリーナ 特定天井・空調設備等改修工事）を議題とします。すみません。議案第96号の前に、次の議案に関係のない理事者は退席いただいて結構です。
（理事者交代）
1. 委員長（岡田伴昌） それでは、改めまして、議案第96号を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑よろしいですか。

1. 委員（松村紘子） すみません。工期のところ、このいきいきランドのメインアリーナ特定天井・空調設備等改修工事の工期延長予定というところに記載しているんですけども。

1. 委員長（岡田伴昌） 参考資料109ページ。

1. 委員（松村紘子） ごめんなさい。109ページです。すみません。どの程度の延長を予定されているのかということと、延長いつまでというのがいつ明らかになるのかということをお教えいただきたいです。

1. 財産管理室課長（山口茂樹） お答えいたします。

まだ工事中でありまして、業者さんとも、延長予定であるんですけども、まだ4か月程度ございまして、何があるかちょっと分からないというところで、調整中ではございますが、どの程度というかは年明け、工期近くになりますその辺でちょっと判断させていただきたいと思っております。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。いいですか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（岡田伴昌） 次に、議案第85号 交野市星田3丁目防災公園条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（山下千穂） すみません。参考資料21ページをお願いします。

行為の禁止のところ、防災公園内での施設の火気の使用（災害時等を除く）とありますけれども、この災害時というのは、この公園条例の中で要は災害時と平時どういうふうになり替えるということをおこの条例の中で何かイメージとか、ここで平時、ここで災害時というのはどういうふうにして切り替えられますか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

行為の禁止につきましては、通常時は禁止をしますが、災害時、災害対策本部が立ち上がるような災害が発生した場合等においては火の取扱いとかというのを除くというふうにご考えてございます。

1. 副委員長（山下千穂） もう少し明確にさせていただくこと、例えばこの災害時というのはかまどベンチとかを使用する形になるかと思うのですが、すぐに市民の方々が使っていただけるよ

うなときにこの災害時と平時というのをこの条例の中でどういうふうに切り替えて位置づけるのかというところの部分をもうちよっと明確に決めていただけたらと思います。

それに引き続きまして、この火気の使用ということがあるんですけども、この公園は防災公園と、それから防災と健康の増進を図るということで防災と健康という形でそういう機能を備えた公園ということなんですけれども、それではその火気の使用というところで、たばこに関しては、これはどういうふうな認識を持たれておりますか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

前段の火の取扱いとか、そういった行為全てにおいて明確にという質疑なんですけれども、市長が特段やむを得ない場合と認めた場合はこの限りではないというところもございまして、それで回答させていただきます。

続きまして、たばこにつきましては、公共施設、市の公園とあることから、公園内は禁煙、喫煙はできないというふうに考えてございます。

1. 副委員長（山下千穂） そうしますと、この公園は禁煙という形で認識してよろしいですか。割と交野市内では公園における禁煙条例とかがないかと思うんですけども、この公園に関してはたばこを吸わないという。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えさせていただきます。

公共施設ということですので、条例等はございませんが、ある一定の考え方からしますと禁煙であるというふうに考えてございます。

1. 副委員長（山下千穂） そうですね。
（「一定の考え方ちゃうやろ」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） どうしますか。

1. 副委員長（山下千穂） 要はここを明確にさせていただきたいなと思います。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えさせていただきます。

検討させていただきます、また回答させていただきます。

1. 副委員長（山下千穂） ありがとうございます。

そうですね。こちらには管理に支障を来す行為はしてはならないと書いてあります。割と私自身も市民の方から多く伺う声として、公園内でたばこを吸っておられる方もいらっしゃるしまして吸い殻があるということも聞きます。別にこの公園というあれではない、ただこうやって防災と健康増進の機能を備えた公園ということであるならば、やっぱり健康増進の点からもこの禁煙についてしっかり決めていただきたいなというふうに思っております。公園であるからこそ小さなお子様利用されていて、そこにいらっしゃる保護者というのは大概妊娠をしておられたりという方も多いので、せめて市長も喫煙のことを言っておられましたけれども、やっぱり受動喫煙という点からもこの公園の、せめてこの星田3丁目を例えばモデルとして決めていただいてもいいのかなというふうに意見させていただきます。

以上です。

1. 委員長（岡田伴昌） ほか質疑はございませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 星田3丁目の防災公園、今造成工事も進んで、星田会館も近いので割と使い勝手よく地域の防災拠点として防災訓練であったりとか、断水のときの給水所とかで活用できるのではないかなというふうに思っております。この条例の施行期日が4月1日からに

なっていますけれども、間に合うのでしょうか。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） 現在、造成工事も行い、併せて建築のほうも鋭意進んでいるところでございますので、予定では3月末で工事が完了する予定となっております。

1. 委員（皿海ふみ） 分かりました。

あと今回、星田3丁目防災公園条例ということで出てきているんですけれども、今後様々な防災公園、防災拠点の整備が行われている中で、条例を制定するものと制定しないものの整理について教えてください。

1. 危機管理室課長（吉永貴俊） お答えいたします。

設置条例につきましては、住民の利用に供する施設が対象となるため、今回のような防災公園として公共の利用があるところを設置条例に定めるとしております。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に、議案第94号 工事請負契約の締結について（旧交野市立第一中学校校舎解体工事）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） すみません。学校の備品の撤去処分も解体工事の業務に含まれているということでしょうか。

1. 危機管理室長代理（次長）（中野貴雄） お答えいたします。

委員おっしゃるように解体工事の中に入っております。

1. 委員（皿海ふみ） 公表されていた細かい備品のリストを作られているのを見せていただきました。

オルガンであったりピアノ、楽器等もありまして、まだ使える物とかがあるのかなというふうに思っていたんですけれども、この間、廃校祭のときにちょっと教室の様子もを見せていただきましたら、オルガンなどもかなり古くてなかなか次のところで使うのも難しいのかなというふうには受け止めましたけれども、使える備品についてはどのように活用を進めたのかというところを確認させてください。

1. 危機管理室長代理（次長）（中野貴雄） お答えいたします。

一般質問の藤田議員様の回答のほうにさせていただいたところもあるんですけれども、一定教育委員会で市内の学校さんの先生方にご案内を教育委員会のほうからかけていただきまして、それで旧第一中学校で使える備品等々について内覧していただいて必要な物はもう既に活用のために持って帰られたといいますか、それぞれの学校にというところ引き取られたというふう聞いております。それ以外につきましては、今申し上げさせてい

ただきますようにリストを作っておりますので、それを基に解体していくというところで、そちらも設計に入っていますので当然今回の解体費用の中に含まれて、現状としてはもう必要がないという判断の下、解体のほうに回るといふふうに考えてございます。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（黒田 実） 確認です。契約の方法は制限付一般競争入札ということで、最終的に契約されるんですけども、要は選定状況、何者の参加があつてここになつたのかという、その選定のプロセスについて概略を説明してください。

1. 財務課長（厚主敏治） お答えします。

入札につきましては、11月7日に開札いたしまして13者お申込みがありました。うち12者が最低制限価格、こちら今回の契約金額で応札いたしまして、くじ引の結果こちらの事業者が契約の対象の事業者になつたというところでございます。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） 討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認めます。

よつて、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係のない理事者は退席ただいで結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（岡田伴昌） 次に、議案第104号 交野市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（血海ふみ） すみません。条例の文言で、議案書の2ページですか、追加のところ、「営利を目的としない者の業務に従事しようとする職員は」というところなんですけれども、「業務に従事」の内容が、例えば役職についているだとか、報酬がないというところですのでその事務に当たっていると、何をもって業務に従事するといふふうにかいところを教えてください。

1. 総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） お答えいたします。

今回の条例改正におきましては、職員と団体等との関係について疑念等を招くことがないよう職務の公正の確保を図ることを目的としている前提がございまして。その中で許可を求めていくという改正の内容なんですけど、その対象者につきましては、兼業の許可の基準をこれから定めていく中において具体的には定めていくこととしております。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

1. 委員（黒田 実） じゃ私もこの104号について確認をしたいんですけども、参考資料、それ

から別記様式第3号と、これは議会が求める資料なんですけれども、そもそも今回、地公法においては営利団体企業等については兼業の制限というのは明確にある。ただし、その法律をこれはもう表現でいくと横出ししていく話、条例でさらに範囲を横出ししちゃうという話。これはもう私は慎重にいくべきだというスタンスでお聞きしますが、なぜここまで横出しをする。非営利団体で、その例示としてはNPOであるとか自治会、町内会、あるいはスポーツクラブ等もでしょう、少年野球チームもそうかもしれません。それが、これ資料上はもう全く記載されていないし、提案で若干理由を説明されたのかもしれませんが、改めてちょっと分かりやすく、なぜこのような政策を必要とするのか説明願います。

1. 総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） お答え申し上げます。

令和6年9月議会におきまして、公明党様の一般質問にて市と関わりの深い団体の長などとの兼業を行う場合について、たとえ報酬がなくとも補助金の妥当性、透明性の確保の観点から疑義が生じることから許可にすべきではないのかというところの趣旨の一般質問がございました。これを検討しておりましたが、国から公務員の社会貢献の活動について議員ご指摘の方向性、地方公務員も社会貢献をしていくべきじゃないかという方針もある中で、一方市民から先ほど申しました職務の公正な確保について努めてまいりたいと思っております。そこについて、今回この基準を定めることによって両方両立させていきたいなと思っているところでございます。

1. 委員（黒田 実） ちなみに、提出した別紙様式第3号というやつ、これ参考資料の3ページになるんですが、提案に至るまでの経緯ということで顧問弁護士等への相談もし、他市事例を調査されたということです。他市事例をお聞かせください。

1. 総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） お答え申し上げます。

市のほうで調査した結果、同様のような立てつけの条例についてはありませんでした。

1. 委員（黒田 実） 他市でも事例がないと。この横出しについて、ないからどうだというわけではないですけども、本市としては、当然議会でもそのような提案があった等の説明はありましたけれども、地方公務員もこれから地域に貢献していくという方向性、これはもう絶対あると思うんです。これによって、幾ら公正な職務の執行を確保するとはいえ、今お答えでは両立ができると言いましたが、果たしてそうなんでしょうか。例えば、これやっぱり許可制になるので、その当該職員がプライベートでどのような活動をしているということを実は結果的に知られることにもなる。これやっぱり許可制なんですよ。なので、どんどん地域の活動をしていきたいと思いますということからすると交野市市役所職員としての本業、公正にせなあかんというのは分かりますけれども、今回の横出しは本当に慎重にならねばならないと私は思っています、その検討過程で例えばこういうことはやはり条例を新たにつくるとか、大きな条例改正に関わるることについてはやはりそういった専門家の知見も含めて検討する、あるいはこういうのを審議会にかける等、そういった検討もなされたんですか。

1. 総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） 今回の条例改正の背景におきましては、顧問弁護士等の相談は経ておりますが審議会等は開いてはおりません。

1. 委員（黒田 実） あまりにもこの提案がやはり拙速であることと、今のお答えの中では公正な職務の執行を目指しているんだという割には様々な弊害といいますか、考えなければならな

い点というものについての検討がちょっとどうなんだというふうに思いますし、それとも一つ、具体的にどのような、市と関係がある事業や事務に関係する非営利の団体ということなんですけれども、先ほど他の委員からも質問があったんですが、じゃどの範囲の団体ということについて再度私からもちょっと確認したいんです。やっぱりそれ大事なんですよ。なので、それについても、これはもう条例提案するんであればそういったことももうしっかりとワンセットで提示しないともう中身、具体的にどのような運用がされるのかというのが分からないので再度質問をいたします。

1. 総務課長兼消費生活センター長（船戸貴彰） お答え申し上げます。

兼業しようとする職員について、その兼業しようとする機関との間において許認可、検査、主には直接的な補助金の交付等があるような団体との兼職について考えてございます。

1. 委員（黒田 実） 例えば、交野市は各地域、区かどういう単位か知らないが地域振興補助みたいなものを出していますよ。これほんならもう町内活動、どのレベルの役職についているかというのも全くわかんないんですけれども、そんなんもう一定全部許可制になっちゃうという、それは大きな懸念を持ちますし、それは職員さんの地域貢献の活動に、それはそういう目的ではないですよ、本業の公正に資するんやけれども結果許可制を導入してしまうということになると、さっきも言いましたようにその当該職員がどのような地域活動をしているのかというのは全部行政が把握しちゃうことになる。許可になるということで、現段階でこの提案は極めて拙速であるし、またその目的なり、あるいは今後どのような運用をするのかについても今日の質疑では明らかでないということを指摘しておきます。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 委員（黒田 実） 議案第104号、現段階においてこれをもしも採決ということであれば反対せざるを得ません。主な理由については、やはり他市事例もない、あるいは地方公務員法でもここまで規定していないものを本市でさらに範囲を広げるといふことの明確な理由、根拠が示されていないというふうに判断をいたしました。また、提案に至っても他市事例を調査し、全く他市事例としてはないという中で、さらに法的な専門家、審議会等のプロセスも経るべきではないかと思うところ顧問弁護士の相談のみであるということもその理由であります。主な理由として、以上のことからこの条例改正については反対をいたします。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに討論ございますか。

1. 委員（三浦美代子） 賛成の立場で討論させていただきます。

市の職員、ましてや幹部職員であれば本人所属の補助団体はじめ様々な団体の利益誘導も可能です。しかし、団体の利益誘導どころか、団体や会員のためにという大義名分の下、市の職員に圧力をかけるとすれば優越的な関係をつくり、業務の適正な範囲を超えていくこともあり得ます。つまり、職員をも私物化し、ゆがんだ組織になりかねません。私は、以前より交野市においてこのようなことがないよう懸念をしており、質問もさせていただきました。今回の上程に関しましては、遅過ぎると思うほどでありまして、今回上程されましたことに高く評価をいたしまして、賛成討論とします。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに討論ございませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) これをもって討論を終結します。

これより議案第104号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

1. 委員長(岡田伴昌) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

すみません。ここで、先ほどの議案第85号につきまして副市長より追加の答弁をいただけるということで、よろしいですか。

1. 副市長(良 幸浩) 議案第85号 交野市星田3丁目防災公園の制定について、先ほどご答弁した内容を修正したいと思います。公園内ですが、この防災公園の設置条例は交野市都市公園条例に沿ってつくらせていただいたものでございます。都市公園条例の喫煙の考え方としては、やはり屋外であるため喫煙の禁止場所ではございませんので、たばこは吸えるというところでございます。しかし、公園の管理におきましては、喫煙者に対しては受動喫煙を助長しないような配慮をお願いすることや、喫煙のマナーの遵守を設置看板などをお願いをしているというところでございます。

あと、健康の増進を図るというところで、山下委員が質問してくださったと思うんですが、ここで言うところの健康の増進というところは、遊具の中で、今回お子様の遊べる大型の遊具と、あとは健康遊具も数か所つけてございますので、そういうところで健康の増進を図っていただきたいという趣旨で目的のところは掲載させていただいているところでございます。本当に申し訳ございませんでした。

1. 市長(山本 景) 答弁に誤りがあったことは、ちょっと市を代表いたしまして心からおわびを申し上げます。どうもすみませんでした。公園となってくると今現状どうなっているかという、私部公園などはもう顕著な例ですけれども、スポーツ施設もあって、その通路に併設するところに喫煙場所があって、あれはどう見たって受動喫煙だと思っております。本日の答弁の誤りと責任も、またそしてご指摘も含めて、今後公園における受動喫煙防止対策を今回一般質問で松村浦議員からのご質問に対しましては駅ロータリーのところの規制に関しましてお示しはいたしましたけれども、あわせまして公園における受動喫煙の防止対策をちょっとこれから検討をしてみたいと思っておりますので、ご容赦とお許し賜りますようお願い申し上げます。私からの答弁といたします。よろしく申し上げます。

1. 委員長(岡田伴昌) 山下副委員長、よろしいですか。

それでは、次に、議案第105号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員(皿海ふみ) すみません。通勤手当の改正のところなんですけれども、参考資料の7ページのあたりで、人事院勧告の中で駐車場を利用している職員への手当というようなことも言われていたかと思うんですけれども、それについてはどのようになっているのかお聞かせください。

1. 人事課長(植垣和貴) お答えいたします。

結論から申しますと3月議会での提案を考えております。と申しますのが、本年、通常

に比べまして国の給与法の国会提出が遅れておりまして、駐車場に関する新しい制度のところもどういったような法文になるのかがまだ不明な状況でした。ただ、人事院勧告上4月1日施行ということが分かっておりましたので、一旦その部分は切り離させていただいて他の部分を今回提案させていただいたところでございます。

1. 委員長（岡田伴昌） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 委員（岡田智里） 議案第105号 交野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、会派大阪維新の会を代表し、反対の立場で討論させていただきます。

まず、本議案に含まれている一般職、任期付教育職員、特定任期付職員、再任用職員の期末勤勉手当の支給月数や通勤手当等の改正につきましては、人事院勧告等を踏まえたものであり、これらの改正そのものに異論はございません。しかしながら、本議案には、これら一括として、特別職の期末手当を増額する内容が含まれております。現在も続く物価高騰により、市民生活は大きな影響を受けており、多くの市民が依然として経済的に厳しい状況に直面しています。

こうした現状も踏まえれば、特別職の期末手当を増額することについて、市民の皆様のご理解を得ることは極めて難しいと考えます。

以上の理由から、特別職の期末手当の増額する部分を含む本議案につきましては、反対することを申し上げます。

また、来年度以降、人事院勧告等を踏まえた同様の議案に関しましては、特別職の期末手当を増額する部分を分離した構成とするよう要望いたしまして、討論といたします。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって討論を終結します。

これより議案第105号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

1. 委員長（岡田伴昌） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、理事者関係のその他として何かありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） ないようでしたら、これ以降は議会の案件となりますので、理事者の方は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

（理事者退席）

1. 委員長（岡田伴昌） それでは、次に、議員提出議案第7号 交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1. 委員（皿海ふみ） 議員提出議案第7号につきまして、人事院勧告に準じた改正であることは理解するものの、長引く物価の高騰で市民の暮らしが一層厳しい中で議員の期末手当を引き上げることは市民の理解が得られないと考え、日本共産党は反対いたします。

1. 委員（岡田智里） 議員提出議案第7号 交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、会派大阪維新の会を代表し、反対の立場で討論させていただきます。

今回提出された議案は、令和7年人事院勧告を勘案して、交野市議会議員の期末手当を増額する趣旨であると理解しております。しかしながら、大阪維新の会としては例年申し上げているとおり、議員は労使関係に基づく職員ではないため、人事院勧告に準拠する必要はないと考えます。

また、地方議会議員は自ら条例によって期末手当等の改定が可能であることから、人事院勧告が期末手当増額の直接的な根拠になるものではありません。

さらに、昨年に引き続き、現在においても物価高騰が市民生活に大きな影響を及ぼしており、多くの市民が経済的に厳しい状況に直面している現状を踏まえると、市議会議員の期末手当が増額することは市民の皆様のご理解を得ることは難しいと考えます。

以上の理由から、本議案に反対することを申し上げ、討論いたします。

1. 委員（松村紘子） 議員提出議案第7号 交野市議会議員の議員報酬並びに費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、にじいろ対話の会の反対討論をいたします。

追加議案において水道基本料金の免除の予算が上程されるなど物価高騰で市民生活が圧迫される厳しい状況は変わっていません。市民理解を得るのは難しく、またできる限り、市民に直接恩恵のある予算をつけてほしいとの思いから、本議案に反対いたします。

1. 委員長（岡田伴昌） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（岡田伴昌） これをもって討論を終結します。

これより議員提出議案第7号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

1. 委員長（岡田伴昌） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成は私に一任ということでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（岡田伴昌） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、案件2の資料請求については、冒頭に申し上げましたが資料請求希望がなかったため行いません。

次に、案件3の所管事務調査についてを議題とします。

交野市議会委員会条例第2条に規定されている本委員会の所管事項については、行政計画等を含め、閉会中に事務調査を実施したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(岡田伴昌) ご異議なしと認め、本委員会の閉会中所管事務調査の申出を議長に提出させていただきます。

この際、その他として何かありましたらどうぞ。

(発言する者なし)

1. 委員長(岡田伴昌) ないようでしたら、以上で総務文教常任委員会を散会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後 2時57分 散会)

校 長 岡 田 伴 昌

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 _____

校正前原稿